平成２０年第３回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（平成２０年９月１１日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

◎出席議員（２０名）

議長	１番	馬場騎一	君
副議長	１７番	山本弥一	君
	２番	瀬崎雅弘	君
	３番	奥本菜保巳	君
	４番	加澤　明	君
	５番	鈴木重正	君
	６番	藤田光彦	君
	７番	天間勝則	君
	８番	太田博之	君
	９番	附田　一	君
	１０番	堀　光雄	君
	１１番	春日洋子	君
	１２番	野坂篤司	君
	１３番	西村盛男	君
	１４番	小比類巻正規	君
	１５番	小比類巻雅彦	君
	１６番	舩見亮悦	君
	１８番	堤　喜一郎	君
	１９番	小比類巻種松	君
	２０番	森　三郎	君

◎欠席議員（０名）

◎説明のため出席した者（３０名）

市長	種市一正	君
副市長	大塚和則	君
政策推進部長	澤口正義	君
総務部長	糸井健二	君
企画財政部長	中村純孝	君
民生部長	宮崎倫子	君
健康福祉部長	米田光一郎	君
経済部長	桑嶋豊士	君
建設部長	吉田幸男	君
上下水道部長	月館　孝	君
政策推進部参事	伊藤幸治	君
政策推進部参事兼政策調整課長	野々宮忠良	君
政策推進部参事兼秘書課長	今村哲也	君
政策推進部参事兼基地渉外課長	中村健一	君
総務課長	繋　範雄	君
企画財政部参事兼財政課長	佐々木卓也	君
商業活性化推進監	尾形　豊	君
企画管理課長	山本　優	君
生活環境課長	菊池弘義	君
ごみゼロ推進課長	内野主税	君
健康ふれあい課長	平出修一	君
農政水産課長	中野渡　進	君
産業政策課長	小松栄二	君
土木課長	中村　均	君
三沢病院事務局長	大澤裕彦	君
消防長	小比類巻正雄	君
教育委員長	熊野　稔	君
教育長	横岡勝栄	君
教育次長	宮古直志	君
監査委員	佐治　孝	君

◎職務のため出席した職員

事務局長	川代一男	君
次長	村井拓司	君

庶務係長　河村健康君
主査　織笠信吾君
主事　鳴海　拓君

午前１０時００分　開議

○議長（馬場騎一君）　定足数に達しておりますので、２日目の本会議を開きます。

議事に入る前に、去る８日に設置されました決算審査特別委員会及び予算・条例等審査特別委員会の２特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会委員長舩見亮悦委員、副委員長小比類巻正則委員、予算・条例等審査特別委員会委員長太田博之委員、副委員長野坂篤司委員と、それぞれ決しました。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（馬場騎一君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

お手元に配付しております質問一覧表のとおり進めます。

１０番堀光雄議員の登壇を願います。

○１０番（堀　光雄君）　おはようございます。市民クラブの堀光雄です。通告に基づきまして、財政問題について一般質問を行います。

質問に先立ち、議長のお許しをいただき、去る７月２４日未明に発生した岩手沿岸北部地震による三沢市内における被災者の方々に、心からお見舞い申し上げます。

古来から、災害は忘れたころにやってくると言われております。最近は、昨年の新潟県中越沖地震や中国四川省の大地震、さらには記憶に新しい岩手・宮城内陸地震など、国内外においてさまざまな自然災害が頻発しております。

私は、これまで、防災対策について２度一般質問をしているところでありますが、このたびの岩手沿岸北部地震の発生に際し、私自身も本当に驚くとともに、いかに日ごろからの備えが重要であるかを改めて認識させられました。

三沢市での被害は比較的少なかったと言われておりますが、それでも重傷者を含む２名の方が負傷され、そのほかに建物被害等があったと聞き及んでおります。

何よりも発生時間が真夜中の零時２６分ごろにもかかわらず、市長をはじめ多くの職員が登庁し、迅速なる調査、対応策が行われたことは、日ごろの訓練の成果であるものと非常に心強く感じたところであります。今後とも一層徹底した危機管理に努めてもらいたいものです。

それでは、通告に基づき、一般質問に入らせていただきます。今回は、財政問題１本に絞って質問させていただきます。

私は、市議会議員に就任以来、市の財政に大きな関心を持ってまいりました。全国に大きなセンセーションを巻き起こした北海道夕張市の財政破綻に見るまでもなく、地方自治体の健全な発展・維持、すなわち、子供から高齢者まで、すべての市民の安全で安心できる暮らしを確立するには、健全な財政でなければならないことは論をまたないところでありましょう。

さて、平成１９年三沢市議会第２回定例会において、それまでは一貫して財政危機に言及することのなかった財政当局から、突如として、市の財政が平成２４年度に赤字に転落する旨の答弁がなされました。当時、新聞にも大きく報道されたことから、市民をはじめ多くの関係者に大きな衝撃と不安を与えたことは御承知のとおりであります。

しかし、その後、本年６月の市議会第２回定例会では、一転して赤字回避の答弁が出てまいりました。この間、わずか１１カ月間であります。奇跡でも起こったのでしょうか。それとも、さきの赤字転落見込み答弁は誤りであったのでしょうか。

このときも、その主たる理由として、財政当局は、行財政改革の一層の推進や事業の見直し等を行う旨の答弁を繰り返してきました。

そうした中で、私は改めて疑問に感じた点でありますが、藤田議員に対する答弁の中で、平成２４年、２５年度の赤字は回避でき

る見込みと言いながら、一方では次のように答弁されています。「今後の財政運営において生ずる財源不足は、基金の取り崩しでの対応が見込まれ」でありました。私は、正直なところ納得がいかないというか、４万余市民の台所を預かる財政当局の考えに一抹の不安を感じたところであります。

少ない蓄えを取り崩して、何とか赤字転落をしのぐとするならば、これは遠からず財政破綻につながらないでしょうか。もし、そうであるとするならば、不安であります。私見ではありますが、基金の取り崩しに頼らない財政運営が肝要であると思います。

しかも、三沢市において、主として一般会計に充当できるとされている財政調整基金残高は、平成１８年度決算書で確認したところ２億５,８００万円余りであり、これでは到底十分であるとは思われません。今日のように国自体の財政基盤が不安視される中では、むしろ少しでも基金への積み増しが極めて重要であると考えるところであります。

冒頭、頻発する自然災害に触れたところでありますが、もしも、かつての十勝沖地震規模の被害が発生したらと想像するに、とても不安であります。

これまでの地方自治が国による中央集権的な体制のもと、地方交付税等による、いわば国による暗黙の債務保証があった状況とは大きく変わりつつあります。これからは、まさに自己責任において財政運営をしなければなりません。

そのためには、入りをもって出ずるを図る、これを徹底しなければならないのではないでしょうか。当然のことながら、我々議員の果たさなければならない責任も大きなものがあります。

三沢市は、今、新病院の建設事業とアメリカ村整備事業という歴史に残るであろう二つの懸案事業を実施しております。多くの市民は、財政負担の行く末を不安視しております。

市長がよく言われる選択と集中、極めて大切なことであります。その場しのぎの財政運営は決して許されません。何が求められ、何をなすべきかを熟慮し、その上で断行する姿勢が重要であります。いま一度冷徹な財政の再検証が必要ではないでしょうか。

前置きが少し長くなりましたが、このようなことを踏まえまして、次の２点についてお尋ねいたします。

まず、１点目ですが、市民に対する責任のある財政運営を行うためには、何よりも開かれた財政運営方針がより簡潔に示されることが極めて重要であります。新病院の建設事業やアメリカ村整備事業などの推進を踏まえた、今後１０年間程度の、いわゆる中期的な財政運営方針を伺いたい。

次に、２点目でありますが、平成２０年度以降における財政調整基金残高の見通しについて数字で示していただきたい。

以上で、一般質問を終わりますが、どうか簡潔、明瞭なる答弁をお願いいたします。御清聴ありがとうございます。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの１０番堀光雄議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　おはようございます。

ただいまの堀議員さんの御質問のうち、財政問題の今後１０年間の中期的財政運営方針については私から、その他については副市長にお答えをさせますので、御了承いただきたいと思います。

現在、当市におきましては、健全な財政運営に資するため、５年間の財政運営計画を策定いたしているところでありますが、この中には、新病院建設事業やアメリカ村整備事業なども計画に組み入れまして、大幅な財源不足が生じないように、歳入歳出ともに調整しながら予算編成の参考にしているところであります。

なお、昨年の第２回定例会の時点では、さらなる地方交付税の削減が見込まれていたこ

とから、このままでは平成２４年度に赤字に転ずるおそれがあるとの見通しについて御答弁申し上げたところであります。

しかしながら、その後、全体的な事業の見直しや行財政改革の一層の取り組みに加えまして、国の平成２０年度地方財政計画によりまして、地方交付税が増額となったことから、本年５月に策定した財政運営計画では、平成２４年度は黒字になる見込みである旨を、御指摘の本年第２回定例会で改めて答弁申し上げたところであります。

御質問の今後１０年間の財政運営の方針についてでありますが、国による地方財政制度の改正動向が流動的な状況の中では、随時、財政状況の見直しが必要となってきており、１０年後の、いわゆる歳入及び歳出にかかわる財政見通しを立てることはまことに困難な状況となっておりますが、平成１９年度に策定いたしました財政改革プランでは、最終年度の平成２４年度におきましても、基金の取り崩しに頼らない収支均衡予算を目指し、その実現に向けて取り組むこととといたしており、平成２５年度以降においても、その方針のもと、財政健全化法による指標をもとに、必要な財政改革を推進し、自主財源の確保を図りながら、市民生活に不可欠で効果が大きい事業の優先的実施、１次産業の振興、企業の誘致などによる雇用の創出などに努めてまいりたいと、このように考えているところであります。御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　財政問題の第２点目、財政調整基金残高の見通しについてお答えをいたします。

この基金は、長期にわたる財政運営の健全性を確保するため、財源の年度間調整を行うことを目的とした基金であります。

当市では、このほかに地方債の償還財源に充てるための減債基金、公共施設等の整備財源に充てるための公共施設等整備基金を、財政調整のために取り崩し可能な基金として活用しているところでございます。

これらの基金の平成１９年度末残高の見込み額は、財政調整基金が５億６,４０７万４,０００円、減債基金は１４億５,６５０万９,０００円、公共施設等整備基金は４億４,６６２万７,０００円、合計で２４億６,７２１万円となっております。

今後の基金残高の見通しについてでありますが、中長期的な財政運営において、議員おっしゃられますように、災害等の不測の事態に対応するために、標準財政規模の２０％以上の基金残高の確保が必要と考えております。

そういうことから、昨年１１月に策定しました財政改革プランにおきまして、市有財産の売り払いなど、歳入の確保策やさまざま事務事業の見直しや、さらには、人件費などの歳出削減策の検討及び実施により、プランの最終年度であります平成２４年度末の基金残高の目標は、プラン策定時と同じ２３億円に設定したところでございます。そのために、その実現に向けて鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　１０番。

○１０番（堀　光雄君）　２点目の財政調整基金について再質問させていただきます。

私の質問の趣旨としては、今、答弁されたような使い道が限定された減債基金とか施設基金のことではなく、財政運営の健全性を確保するための財政調整基金のことですよ。我々の一般家庭に例えれば、預金のことです。この基金の平成２０年度以降の見通しについて示していただきたかったわけであります。

５億何千万円と言いましたでしょうか、この金額で２０年度以降も推移していくというのか、また今後、基金の積み増しを行う考えがあるのか、私はやっていかなければならないと思いますので、あわせて答弁願いたいと思います。

○議長（馬場騎一君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　今の再質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げた基金残高２４億円、目標値は２３億円でございますが、これは、基金の名称はそれぞれ異なりますが、これはいずれも自由に使えるお金でございますので、そういう点では同じというふうに理解をしていただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　１０番堀議員。

○１０番（堀　光雄君）　私が間違っているのかどうかわかりませんけれども、自由に使えると言いましたけれども、施設基金というのは、その施設に対してだけしか使えないのではないですか。一般財源のほうには持っていけないと思うのですけれども。

減債基金だと運用できるのかと思いますけれども、でも、それを使えば、今度、借金の返済のほうが少なくなるわけであります。そこのところをもう一度。

それから、積み増しを行う考えはあるのかどうか、この点ももう１回答弁をお願いします。

○議長（馬場騎一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　再々質問にお答え申し上げます。

年度間の財政調整を行う基金は、財政調整基金でありますけれども、毎年度の当初予算で必ず公債費や道路など公共施設の整備事業が計上されることから、財政調整基金に減債基金や公共施設整備基金を加え、取り崩し可能な基金として活用しているところでありますので、一般財源の中でもいろいろな形で活用している状況でありますので、御理解いただきたいと思います。

また、これら基金以外の特定目的の基金を加えた１９年度末の基金残高の見込みは、実質２９億３,６５９万２,０００円というような状況になっておりますので……。（発言する者あり）

年度ごとの剰余金が出た際には、積み増して、翌年度、翌年度という形でいきますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（馬場騎一君）　以上で、１０番堀光雄議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

１２番野坂篤司議員の登壇を願います。

○１２番（野坂篤司君）　おはようございます。市民クラブの野坂篤司が、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢について伺います。

８月２４日に、史上最多２０４の国と地域が参加した平和の祭典・北京オリンピックが閉会しましたが、平和どころか、世界の国々では、グルジアにおける南オセチア等、各地が紛争が絶えることがありません。その原因のほとんどが、エネルギーと食糧の問題であると私は思います。

大学教授や専門家の話でも、中国１３億２,４００万人や、インド１０億２,７００万人の人口大国が経済成長している現在、日本人がみずから真剣に自前でエネルギーや食糧の問題を考えるときが待ったなしで来ていると言われております。

種市市長は、全国農業協同組合連合会会長を務められた日本農業の専門家、いわゆる食糧の元締めを経験されています。今こそ専門知識を実践するときではないかと思うものであります。

三沢市長就任後１年２カ月が経過し、２１年度予算編成が、市長の政治姿勢を市民に発揮する大切なときであると考えます。

市長は、就任当初の７月議会で、第一番に産業の振興を掲げ、１次産業が元気でなければならないと所信を述べています。市長にとって、２１年度予算編成がはじめて自分自身の考え方で予算編成をすることになりますが、どのように１次産業の振興を考えているのか、質問させていただきます。

質問の前に、農業の専門家に農業の経験のない私が質問することは大変失礼かと思いますが、素人が知ろうとするから質問するのであります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問させていただきます。

現在の三沢市農業の現状を調べてみますと、農地面積は全体で３,９９２町歩であり、その内訳は、水田が２,１４０町歩、普通畑が１,７１０町歩、牧草地が１４２町歩であり、上北管内では４番目であります。農家戸数は、６９７戸で管内６番目であり、比較的少ない戸数であります。

作付面積割合では、水稲が約１８％、野菜が約５０％、牧草や青刈りトウモロコシなどの飼肥料作物が約２８％、その他４％となっており、米の生産調整により水稲の作付が少ないのが現状であります。

農業生産額は、上北管内全体で約８０４億円ですが、そのうち三沢市は、米が約６億円、野菜が約４５億円、畜産が７３億円、その他と合計すると１２７億円で、十和田市に次いで２番目になっています。

これらの調査から、三沢市の農業は、上北管内９市町村の中で農家戸数が６番目、農地面積が４番目であることと比較して、農業生産額が２番目であることを考えますと、三沢市の農業従事者の方々の努力と質の高さ、農業行政の協力に敬意を表するものであります。

しかしながら、日本農業を取り巻く状況は、少子化や高齢化による後継者不足、資材の高騰など年々厳しさを増しており、三沢市も例外ではありません。

２０００年から２００５年の５年間で、農業戸数の減少は全国で１６％ですが、三沢市は３３％の減少となり、しかも、過去１年以上作付せず、再び作付する意思のない耕地と定義されている耕作放棄地は、全国的に増加傾向にあり、２００５年の調査では、全国で１０.１％に対し、三沢市では９８１町歩、実に２４.６％の農地が活用されていないのであります。そのうち３３０町歩が水田であることから、二つのことについて質問させていただきます。

はじめに、飼料米及び飼料用稲についてであります。

市長は、いろいろなところで飼料米や飼料用稲について話されております。私もすばらしいことだと感心し、期待をしているのであります。

ことしから飼料米の実験栽培を作付していることを聞き、９月４日に産業建設常任委員会の調査に参加し、三沢市水田農業再生プロジェクト事業を視察させていただきました。７反歩の水田に４種類の飼料米を７種類の栽培方法で実験していました。担当の職員から、まだまだ実験段階で難しいなどの話がありましたが、大いに期待の持てる事業だと心強く思いました。

今後の農業問題は、食糧自給率の問題もあり、日本の政治の根幹をなす大変重要な政策であると認識しております。

飼料米で養豚・養鶏ができ、飼料用稲で肉牛や乳牛が飼育できる。さらに、稲わらでプラスチック製造が実用化されるなどの報道がされています。

また、農水省では、８月２７日の報道で、飼料に用いる稲を農家が水田に作付すると、１反歩５万円受け取れる制度を創設すると掲載されていました。

今こそ日本一の飼料米、飼料用稲の基地に三沢市が名乗りを上げるべきと思います。この事業は、種市市長でなければできないし、種市市長だからこそできる政策だと私は思うのであります。三沢市農業における飼料米、飼料用稲の取り組みについて伺います。

二つ目として、耕作放棄地及び未利用地の活用についてであります。

８月２６日に、増加が懸念される耕作放棄地の営農再開に向け、国では２３０億円の予算を概算要求したと新聞報道がありました。農林水産省であります。

特に水田農業は、複数の農家が一体となって水利システムを運営しているため、虫食い状に耕作放棄が進むと、地域全体の存在が困難になることが目に見えているのであります。日本農業の最大の問題であると報道されていました。

前段で申し上げました飼料米や飼料用稲をつくることを推進し、耕作放棄地を活用すれば、自然環境にも大いに寄与することになるのであります。

幸い三沢市には、自衛隊退職者、基地従業員退職者や企業の定年退職者など、多くの優秀な人材が豊富であります。７５歳まで現役世代と考えれば、農業は最高の仕事であり、生きがいになります。

普通のサラリーマンや農業経験のない人は、農業をやりたくても、やり方や入り口がわからないのであります。そのために、農業に対する担い手の育成や営農組織、企業の参入、定年退職者の雇用を考え、農業に入りやすい訓練システムを計画、実行しなければならないと考えるのであります。

そのような人材育成計画を、その計画に思い切った予算を投入するべきと私は思うのであります。市長の考え方を伺います。

次に、指定管理者制度について伺います。

このたび、平成２１年度からの指定管理者を、市内業者が申請できる施設、３１施設、市内外を問わず申請できる施設、１０施設が、８月２０日申請受け付け締め切りで公募されました。市民に直接かかわる施設のことであり、大変関心の高い問題であります。

三沢市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条・選定基準に、次のように書かれています。

市長等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らして総合的に審査し、公の施設の管理を行わせることが最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 住民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画の内容が公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(4) 前３号に定めるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして市長等が定める事項

このような選定基準が条例に定められています。

このようなことから、三つの質問をさせていただきます。

はじめに、今年度から新しく指定管理者に決まりまして管理運営をしている図書館では、１９年度予算、つまり今まで市で管理していたときには９,４４９万円かかっていました。そして、２０年度予算は、新しく指定管理者になった方が５,１３１万円で運営しております。指定管理者制度導入により、４,３１８万円の経費節減になりましたことは、たった一つの施設でこれだけの金額が節減されました。本当に驚いた感じがいたしました。

今回は４１施設であります。２１年度予算の積算見積もりの根拠と経費の節減についてどのように計画されているのか、まず伺いたいと思います。

二つ目として、公の施設でも競争原理を働かせ、よりよいサービスを提供することはよいことではありますが、一番の目的は、利用者である市民・お客様が喜んで利用し、施設で働いている従業員が喜びを感じて働き、提供する三沢市も安心する、三方よしの法則になることであります。単に経費節減の問題ばかりではなく、指定管理者が成果配分等のやる気づくりの問題もあります。そのためにどのような方法で競争原理を働かせるのか、そのシステムについて伺いたいと思います。

最後に、今回の指定管理者公募に、長年にわたり三沢市と良好な協力関係を築いていた団体も、ひとしく公募することになりました。その団体は、それぞれ各分野でボランティア的に発生し、三沢市にお役に立つように活躍をしてきたのであります。

特に、三沢市観光協会は昭和３４年から４９年間、また、社会福祉協議会は昭和３７年から４６年間、そして、交通安全協会は昭和

４２年から４１年間、三沢市行政と市民とともに奉仕の精神で協力してきた団体であります。また、自治振興公社は、昭和５７年に行政改革のために設立された経緯があります。これらの団体は、育成して育てなければならない団体であり、競争原理になじまない団体だと私は考えております。

市では、今後、このような団体の育成をどのように考えているのか、伺いたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの１２番野坂篤司議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの野坂議員さんの御質問のうち、政治姿勢問題については私から、そのほかについては関係部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

まず、政治姿勢問題の第１点目、耕作放棄水田の活用のために、飼料米や飼料用稲に取り組むべきとの御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、世界の食糧需給は逼迫をし、今後、その度合いは増していくものと言われております。私もそう思っておりますが、我が国におきましても食糧の６割以上が海外に依存していること、また、全国の耕作放棄面積が３９万ヘクタールあるなど、食糧自給率の向上のためには、耕作放棄地の解消が喫緊の課題になっているのが現状であります。

当市におきましても、議員さんも数字を並べておりますが、取り方について若干相違があると思いますが、２００５年農林業センサスによりますと、耕作放棄面積は９８１ヘクタールにも及び、そのうち、市の推計でありますが、耕作放棄水田が５００ヘクタール以上もあり、その主な原因は、米価の低迷による米離れといいますか、あるいは後継者不足、特に湿田のために転作作物が栽培できないということによるものと推測いたしております。

市では、耕作放棄地になっている湿田の活用方法について、これまで先進事例などの情報収集を行いまして、鋭意検討したところでありますが、飼料米、飼料用稲については、水田機能、あるいは栽培技術、農業機械等などの資材が有効活用ができることから、当市の耕作放棄水田の解消につながる有効な手段の一つであると考えておるところであります。

このようなことから、当市において、本年度から３年間、農協、市あるいは県などの関係機関で組織する、いわゆる三沢市地域水田農業推進協議会が主体となりまして、飼料米の栽培実験を始めたところであるわけであります。

この飼料米の取り組みについてでありますが、耕作放棄地の解消による水田農業の再生と、いま一つは、畜産農家への飼料供給を目的に、やませ地帯に合った多収品種の選抜、あるいは家畜ふん尿の利用とか、栽培方法の見直しなどによりまして、低コストで、あるいは省力化の模索を行うことにしておるわけであります。特に、やませの厳しい北部地区に実施するなど、普及の可能性について検証を行っているところであります。

また、同様の取り組みは、県事業としても、上北管内では十和田市、六戸町、おいらせ町で実施されておりますが、市単独事業として、管内他町村に先駆けまして三沢市のみが行っておりまして、国をはじめとして、県内外からの視察者が訪れるなど、大変注目され、飼料米への関心の高さを強く感じているところであります。

今後におきましても、引き続き飼料米等の普及の可能性を模索するなど、前向きに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、政治姿勢問題の２点目であります。耕作放棄地の解消のため、担い手育成につい

ての御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、当市に限らず農業担い手の確保は、全国的に共通した課題でありまして、昨今の国の規制緩和によりまして、農業後継者のみならず、新規就農者や法人などさまざまな形態で農業参入が可能となっているわけであります。

当市におきましては、新規就農者を支援するために、三沢市担い手育成総合支援協議会を組織しておりまして、この協議会が中心となって、農業委員会、県あるいは農協など関係機関が連携をとりまして、相互に役割分担をしながら、農地のあっせんをはじめとする農業技術の習得などの研修制度、あるいは農業機械、施設・設備等のための補助金とか融資制度など、新規参入者のための各種相談業務を行っているわけであります。

昨年、市内企業の１社の新規農業参入があったところであります。

議員さんの御提案の自衛隊退職者の農業参入につきましては、まずはじめに、形態として、個人または数名が共同して農業生産法人を起こして農業に参入する方法もあるわけでありますし、また、補助金とか融資等の支援を受けるためには、県の新規就農認定が必要であります。

次に、農業を行うために、農地の取得または賃借となるわけでありますけれども、一般的には、農地の取得等については農地法の許可が必要となるわけであります。この場合には、５０アール以上の農地の手当てが必要だと。

また、安定した農業経営をするための営農計画の適正も判断されることになるから、これらについては、先ほど申し上げましたとおり、三沢市担い手育成支援協議会が中心となりまして、農地のあっせんをはじめ、新規参入のための支援を行いますので、まずは市のほうへ御相談をいただきたい、このように思います。

昨今、農業後継者不足が大きく問題視されている中、熱意とやる気のある方々が農業に関心を示されることは、当市の農業振興を図る上で大きく期待が寄せられるところでありますから、今後におきましても積極的に支援活動を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

私からは、以上であります。

○議長（馬場騎一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　指定管理者制度の御質問にお答え申し上げます。

はじめに、１点目の２１年度予算の見積もりについての御質問にお答え申し上げます。

平成２１年度において、指定管理者制度の導入または更新が予定されている施設は、公募、非公募合わせまして１０３施設となっております。これらの施設のうち更新する施設については、平成１８年度以降の指定管理者制度導入時に既に効果が出ておりますことから、平成２１年度における効果額としては、新規導入施設である１２施設の効果額５，３００万円と見込んでおります。

次に、２点目の競争原理の観点についての御質問にお答えいたします。

指定管理者制度は、地方自治法の改正により、これまでの管理委託制度が改正されたもので、公の施設の管理を公共団体、公共的団体、市の出資団体だけに限らず、民間事業者や各種団体も参入できるようになった制度であります。このため、当市の指定管理者制度は、原則公募を基本としており、特に、今期の募集から利用料金制度を取り入れ、指定管理者の創意工夫による自主努力がより一層実ることを可能とした制度としております。

今期の指定管理施設１０３施設のうち、公募する施設は４１施設、公募になじまないと判断した施設は６２施設で、町内会の集会施設などのほか、食肉処理センター、畜産総合農場、共同牧野、寺山修司記念館などで、専門的な施設運営が必要とされる施設となっております。

今後も多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、指定管理者の選定に当たっては、施設の設置目的に照らし、市民の

立場に立って、よりよい施設運営ができる団体を見きわめるよう進めてまいります。

次に、３点目の市が関与してきた４団体に対する将来的な方向性についての御質問にお答えいたします。

御質問の４団体については、公益法人などとして、これまでそれぞれの分野において行政の補完的役割を担うとともに、指定管理者制度導入前には、公共的団体でなければ管理受託できなかった公の施設の管理を行うことで、市の経費節減に貢献するとともに、各団体の安定的な経営を図ってきたところであります。

しかし、現在は、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理が民間の競争原理の中で、サービス向上と経費節減等を図ることが前提となり、指定管理者の選定に当たっては、たとえ行政の補完的役割を担ってきた団体であっても、例外ではないと考えているところであります。

当市といたしましては、これらの団体が今後も本来の設置目的である行政の補完的役割を担い、安定的な経営を図っていくことを望んでおりますが、各団体の特性を生かして、市民サービスの向上のため、指定管理者制度にも参入し、組織の充実強化に努めていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（馬場騎一君）　１２番。

○１２番（野坂篤司君）　再質問させていただきます。

最初の質問でありますが、市長さんの答弁は大変よくわかりましたが、先ほどシステム的に農業に入っていくということで、広報活動はどのようにしているのか、今現在どういうふうな広報活動をしているのか、質問してみたいと思います。

なぜかと申しますと、私自身がまだわからないので、そういったことをどういったシステムで、どういうふうな計画があって、どういうふうにやればいいのかということを広報か何かでやっているのかもしれませんが、今現在どのような広報活動をしているのかをお答えいただきたいと思います。

それから、２番目でありますが、指定管理者制度であります。利用料金制度の中で、例えば今までの料金を設定できるのか、自分たちがその管理の中で売り上げが上がった、例えば利用者数がふえた場合には、そういったこともカウントするのか、この利用料金制度について、もう１回細かく教えていただければと思います。

それからもう一つでありますが、３番目の、私が言いました、なじまないのではないかというのは、それぞれがそれぞれの団体で今まで育成してきたわけですけれども、いわゆる自治公社というのがあります。自治公社というのは、指定管理者制度がないときにできたものであって、指定管理者制度ができた現在は、今後、この自治公社というのがどういうふうな方向になるのか、これもお答えいただきたいと思います。

以上、三つをお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（桑嶋豊士君）　広報活動につきまして、どのような形でやっているのかというふうなことでございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、農業参入の受け皿、窓口につきましては、三沢市の担い手育成総合支援協議会というふうなのがやっておりまして、これにつきましては、市はもちろんでありますけれども、農業委員会、あるいはまた市の農協、それから県の普及所等がさまざま参入しております。

具体的な、全面的な広報というのは、現在、まとめてやってはおりませんが、それぞれの各機関の窓口におきまして、それぞれ、例えば営農計画づくりの関係とか、認定農業者の取得方法とか、さまざまな機会をとらえて、それぞれの関係機関の中で相談に応じ、それにつきましてまとめて、この協議会の中で、どのような形で就業させればいいのかというふうなことを検討しながら実施しており

ます。というふうなことで、各機関の窓口等で広報といいますか、相談体制をやっているというふうなことでございます。

○議長（馬場騎一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　利用料金制度の関係にお答え申し上げます。

この制度の導入によりまして、指定管理者が運営努力により収入増を図れば、その収入が指定管理者の収入につながるため、指定管理者がより一層運営努力をし、その結果、施設の高揚、利用者の増につながってまいります。それは、ひいては市民の福祉向上にもつながっていくものと考えているところであります。

今後とも、その活用により各団体の組織の充実強化につなげていっていただきたいと考えているところでもありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　総務部長。

○総務部長（糸井健二君）　自治振興公社のあり方についての御質問についてでございますけれども、地方自治法の改正によりまして、指定管理者制度がスタートいたしましたことから、自治振興公社も大変厳しい状況にあると考えてございます。

したがいまして、自治振興公社の運営につきましては、自主事業の取り組みの強化、あるいは経費の節減など、競争に打ち勝つ体制、これを職員が一丸となって、そういうふうな方向でもって取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　１２番。

○１２番（野坂篤司君）　再々質問でありますが、先ほど広報活動をどのようにという話をしましたが、たまたま関係する団体で自衛隊退職者雇用対策協議会というのがありますが、自衛隊の方々はある程度のお給料といいますか、年金みたいなものをいただいております。５４歳で定年いたします。むしろそういったところにじきじきに行きまして、雇用対策協議会、毎年大体６０人ぐらい自衛隊の働き盛りの人が退職されるわけですが、その方々が、例えば３人でグループをつくってやればいいのだよとか、そういったことを積極的に現場に行って、窓口をつくってお話をするようなことを考えていないのかどうか、再度、再々質問させていただきます。

それから次に、利用料金のことなのですが、どの程度まで指定管理者の人が決められるのか、役所が必ず中に入って決めるのか、その裁量権がどの程度あるのか。

例えば今、非常に注目を浴びているのはやすらぎ荘の温泉であります。あそこの指定管理をとりたいという方がかなりいると聞いておりますが、あの辺になると、温泉料金が今までただだったものが５０円なり１００円なり、３００円になるのかどうか、その辺の部分で、利用料金の設定基準みたいなものがどのように決められているのか。まだ決まっていなければ、決まっていなくてもいいですし、いわゆる裁量権がどっちにあるのかということをお願いしたいと思います。

そして、三つ目でありますが、自治振興公社のことですが、鋭意努力すると言いましたけれども、大変申しわけないのですが、市の幹部がこの中に入っているというのは、なかなか難しいものではないかという……。市の幹部の方々が自治振興公社から全部抜けて、独立した方になるのだったら、これはお互いに努力することはわかります。今現在の中で、市の幹部の皆さんが自治振興公社の役員でいるということ自体が、極めて、この競争原理には難しくなるのかなということを考えておりますので、もう１回その辺を明確に答えないと、今後の自治振興公社に対する、その他の団体の競争原理に極めて公平ではなくなるのではないかということを感じておりますので、その辺のこれからの考え方を。今、早急に云々というのは難しいかもしれませんが、大変大事なことなので、明快にお願い申し上げます。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

経済部長。

○経済部長（桑嶋豊士君）　広報等の再々質問にお答えをいたします。

ただいま議員さんがおっしゃいました、例えば雇対協、そういった就労関係の団体等につきまして、機会をとらえまして、できるだけこれの情報を流していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　指定管理者制度の中の、利用料金制度の関係の再々質問にお答え申し上げます。

利用料の裁量権はどこにあるのだというお話ですけれども、各施設ごとの利用料につきましては、条例の中で最大値を定めておりますので、その最大値を超えない範囲で承認を得ることになります。

例えば、現状でふろの料金を最大３００円と設定しているのを、３５０円とか４００円にはできない、３００円の範囲内で指定管理者が制定することになります。制定に当たっては市のほうの承認が必要になるということであります。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場騎一君）　総務部長。

○総務部長（糸井健二君）　自治振興公社に市の職員が役員となっている、公平ではないのではないかというふうな御指摘でございますけれども、指定管理の申請に当たりましては、私ども指定管理費の基準というものを出してございます。その基準が他の申請してきた団体との比較になりますので、当然その中でどこが一番安いのか、高いのかというようなことが出てまいります。

それともう一つは、それぞれの団体が施設管理を運営するに当たって、応募してきた中に、自分たちの自主事業とかいろいろなことを計画してまいります。その計画を役所のほうで審査して決めることになるわけでございます。

したがいまして、金額と、それから経営の基本方針、自主事業とかいろいろなものを加味して決めるわけですので、私どもとしては、決して不公平にはならないと考えております。

ただし、今いただきました御意見は、大変貴重な御意見でもありますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　以上で、１２番野坂篤司議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

９番附田一議員の登壇を願います。

○９番（附田　一君）　９番、無会派の附田一でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

まず最初に、農業及び漁業政策についてお伺い申し上げます。

農家の方から、燃料費や飼料、肥料の高騰に加え、数年来の野菜の価格の下落で、このままでは続けていくことができないと切実な話を伺いました。

８月２３日、県内の農協団体・関連団体が、農業危機突破青森県ＪＡ総決起集会を開き、農畜産物の価格補てん対策、飼料用米等の自給率向上作物の増加体制の確立等について政府に求める集会決議を採択しております。

飼料、肥料の高騰対策、省エネ技術への切りかえなどに対し、本年度補正予算や来年度予算で積極的に対応していくなど、集会に出席した本県選出国会議員９人が、それぞれの党の考え方を披瀝したと報道がありました。

私は、失礼ながら過去の農政の例を見るまでもなく、喫緊の課題としてとらえているのか、いささか疑問視するものであり、各党の考え方そのものは一朝一夕にはできなく思うものであります。

一方、イカ漁が始まって間もなく、漁業者の方から、燃油高騰で、働いても働いても赤字となり青息吐息、生活が立ち行かない状態にある。これまた深刻な悩みを打ち明けられました。

「はたらけど　はたらけど猶わが生活楽にならざり　ぢつと手を見る」、石川啄木の歌

ではありませんが、まことにもって一大事と言っても過言ではなく思った次第でございます。

漁船の燃油について調べましたところ、昨年の今ごろは１リットル７０円、ことしは１１５円、平均的な年内の燃油消費量を３万リットルとすると１３５万円の増となり、その他資材も高騰しており、さらにイカの値段は変化なしとのことで、これではどう考えても立ち行かない理由がわかります。

国では、燃油高騰水産業緊急対策として、省燃油実証事業の創設や省エネ操業の支援対策等６項目を掲げ、支援対策に乗り出しておりますが、８月１９日の新聞報道を見てとるとおり、県、八戸市などが進めている省エネ促進協議会は、中型イカ釣り船や沖合底引き網船等が対象であり、三沢漁港所属の漁船は対象にはならないとのことであります。

政治や社会が平等と公平を目指すのは当然だが、現実は必ず不平等、不公平があるとは、ある識者の論であります。この国の緊急対策は、まさにであり、全国の小型漁船の漁業者にとりましては、砂をかむ思いではないでしょうか。

私は、全国に先駆けて市独自の対策を講ずるべきとの思いでこの原稿を書いておりましたが、８月２２日、燃油の高騰を受け、宮城県塩釜市は、市外に船籍を置く漁船でも同市の港に水揚げをする船には、油代の一部として水揚げ額の１０００分２相当の補助金を支払う方針を決めた。塩釜市は、市内の漁船には、燃油１キロリットル当たり１,０００円を補助することを既に決めており、今回は補助対象を拡大する内容。市の担当者は、手厚い支援で全国の漁船の寄港を促し、従来の水揚げ量を維持したいと、そのねらいを説明しているとの報道がありました。なるほど、まさにと感心した次第であります。

視点を変え、本市の予算書を一覧しますと、商工振興費の中に、過去何十年も連綿と措置されている不況及び大型店進出対策特別保証制度保証料補給金、小規模企業者保証料補給金、その他簡易小口保証特別融資貸付金等さまざまな制度があります。

一方、農家には、農業経営基盤強化貸付金利子助成制度があり、そして、漁業者に対しても、大型クラゲ被害緊急特別対策資金利子補給金制度の措置はされているものの、農業者へのそれは大規模農家が対象と思われるものであり、漁業者に対するクラゲのそれは時限立法的なものであり、商工業者へのそれとは性格、意味合いが異なるものと思うものであります。

三沢市の１９年度版統計書を見ますと、農業産出額１２７億４,０００万円、漁獲金額９億１,０００万円となっております。工業製品出荷額の４７５億８,０００万円には遠く及ばないものの、産業別就業者数の第１次産業の構成比８％を勘案すると、少ない就業者で市の経済に多大の貢献をしているのは自明の理であります。さらに統計書を見ますと、ここ数年来、漁業経営体数は横ばいですが、農家戸数、農家人口は激減であります。

三沢市経済の一翼を担う農・漁業者の窮状をかんがみ、そして、意欲喚起のためにも、運転資金借り入れへの利子補給制度を開設すべきと思うものであります。

想定外のガソリン価格の上昇、生活必需品の相次ぐ値上がりなど、市民すべてが生活防衛に苦労しているとき、なぜに農・漁業者だけを取り上げるのか、論ずるのかのそしりは免れないところでありますが、御承知のとおり、青森県は農・漁業立県であります。攻めの農林水産業をキャッチフレーズにしております。まずは、農・漁業者の方々に活力を取り戻してもらいたく提案、そしてお願いするものであります。

機に臨み変に応ずであります。市長の英断を期待しつつ、御所見をお伺いするものであります。

次に、図書館の運営についてお伺い申し上げます。

今年度から指定管理者制度導入ということで、図書館が順調にその運営がなされている

と聞き、安堵しているところでございます。

さて、市民の方から、図書館を利用しているが、英字新聞がなく、洋書も少なく、このところだけ物足りないとの意見がありました。

鈴木市政の２０年間は、国際色豊かな文化都市、そして、種市新市政においても、国際文化都市と、それぞれ三沢市の特色をさらなるものにしようとの意気込みが市の標榜する行動指針として位置づけられているところであり、私もそのとおりと賛意を表するものであります。

三沢市総合振興計画の国際交流推進のページを見ますと、その目指す姿に、市民レベルの国際交流により、地域の国際化及び活性化が図られ、国際感覚を身につけた人材が活躍しているとあります。

また、主な役割分担として、市民は、国際交流活動への積極的な参加、国際交流団体は、国際交流事業の推進、最後に、行政の役割として、国際感覚を身につけた人材の育成、国際交流団体の支援、そして、市民ニーズの把握と情報収集・発信とあります。

この中での国際感覚を身につけた人材の育成でありますが、関連すると思われる教育の充実のページを見ますと、英語教育の推進とあり、英語教育推進特区に係る英語活動化推進事業、外国人青年招致事業、そして、小中学生ホームステイ事業等が列記されております。

これら国際交流事業及び英語教育の推進事業の展開は、まさに時宜を得たものであり、市民並びに子供たちの英語へのさらなる関心が高まること必ずやと思うところであります。そのようなことからも、私も先ほど申し上げました市民の方の声に賛意を持つものであります。

過日、県内一部他市の状況を電話で聴取したところ、青森市民図書館は、新聞あり、洋書コーナーあり、蔵書は２,７１９冊。弘前市立図書館は、新聞あり、洋書コーナーあり、蔵書は３,０００冊。八戸市立図書館は、新聞あり、洋書コーナーあり、蔵書は８００冊。そして、隣の十和田市民図書館は、新聞はなし、子供向けの図書１００冊とのことでありました。予算規模、そして大学の存在等、旧３市はやはりそれなりのスタンスはとっているのだなと感心したところであります。

予算規模と大学の存在では、百歩も二百歩も譲るところでありますが、我が三沢市は米軍基地を抱え、他市にはない特色を生かして発展してまいったまちであります。今後ともその姿勢には変わりはないと思うところであります。

そこで、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」の名に恥じないよう、図書館において、英字新聞コーナーの設置及び洋書コーナーの充実を図るべきと思いますが、御所見をお伺いするものであります。

最後に、アメリカ村について質問させていただきます。

昭和６１年度に策定した三沢市商工会地域ビジョンに位置づけられたアメリカ村モール計画から２２年、平成１０年、第３次三沢市総合開発計画にアメリカ村を進めると明記してから１０年、今日まで市役所内にアメリカ村の担当者の配置、そして、担当課の設置、商工会においては、ＴＭＯ協議会を設立するなど、まさに官民一体となって進めてまいっております。

市役所及び商工会の担当されてまいった職員の方々、また現在、担当している職員の方々の御労苦に対し、深く敬意を表するものであります。

いよいよ平成１６年、区画整理事業が始まりました。巨額の財政を投入、果たしてどんな街区ができるのか、期待と不安が交錯する日々であったし、今日もまたそうであります。

去る３月の市議会議員選挙の際、青年会議所から、広報紙「やませ」に、まちづくりビジョンについて寄稿依頼があり、私は、「アメリカ村利用推進による市街地活性化につい

て」と題し、次のように寄稿いたしました。ここに、改めて読ませていただきます。

すべてのまちには、そのまちならではの個性があり、独自の色があり、その誇るべき特質がある。基地の存在について、三沢市は海軍航空隊の駐屯、そして米軍の進駐と、空港開闢以来、その宿命を背負ってきていると言っても過言ではない。和をもってとうとしとなすではないが、基地の存在のもと、その個性を生かすことが肝要と思う。

そのような意味合いからアメリカ村の発想となったと思うが、市民の批判は絶えない。巨費を投じていることへの批判を払拭するためにも、街区の方々には畢生の大業と認識を新たに、不退転の決意をもって臨んでほしく思うところ大である。

日本人は、古来、恥の文化をたっとんできた民族である。批判だけでは三沢市は恥をかき、笑われる結果となる。ここは、愛郷無限の精神のもと、市民こぞってアメリカ村を育て上げなければならないという認識を持つべきと思う。アメリカ村で市街地再生と全国に発信したいものであると記しました。

これは、私のアメリカ村への思いの一端であります。

話は戻りますが、昨年４月２３日、私の日記に、三沢市の中心市街地を考える市民シンポジウム２００７「市民の夢アメリカ村の実現を目指して」が公会堂で開催された。巨額の財政を投入し、進めているアメリカ村のこの先を心配する市民、そして、職員として出席した。２８０の席はすべて埋まり、この種の催しではなかなかない人の集まりであり、市民の関心の高さがうかがえる。

しかし、鈴木市長がアメリカ村を提案し、それに賛成してきた議員が３名より出席していないとは残念きわまる。心配していないのかな――この３名につきましては、私の目で見た数であり、間違っていたら大変申しわけなく思います。

基調講演、シンポジウムと進んだが、それぞれの立場からの意見を聞いているうち、心配は杞憂に終わりそうである。特に、満堂の聴衆を魅了、そして、圧倒した中央から来た社長の話には驚いた。この会社がアメリカ村に参画するということから心強い。まさに希望の風であると記してあります。

この希望の風の人は、ことしの２月、再び三沢で講演をしております。私は、別な用事があって行けなかったのですが、聴衆の方々は皆感動したことと思います。

ところがであります。期間は若干短いのですが、以来、さっぱりと希望の風の話が聞こえなく心配しているところであります。

思うに、いずれ他力本願の姿勢では事は成就しなく思うところであり、「やませ」に寄稿した文言のとおり、街区が、そして、みずからの店舗が新しくなる。なった方々には、身命を賭する覚悟が必要と思うところであります。

私の友人で市政に対して極めて厳しい御仁がおりまして、アメリカ村がだめになったら、進めている市長と賛成してきたおまえたち議員が借金を返せと言われたことがあります。まことにもって厳しい意見であります。だめにならないように、みんなで育てる、応援する気持ちが必要とたしなめておきましたが、そのような思いを持っている市民はたくさんいるのではないでしょうか。

さて、このアメリカ村に対し、今まで３人の議員が質問しております。要約すると、いずれも進捗状況と、その姿勢を問う形であります。

平成１４年第３回定例会において、別部議員への回答は、「中心市街地活性化の起爆剤として期待が大きい事業であり、三沢市の最重点事業の一つとして」取り組む。「パティオフェスタを開催し、市内外から多くの来場者があり、その集客性については十分実証済み」である。「いずれにいたしましても、商業者自身が熱意とやる気を持ち続けることが大切」とありました。

また、平成１６年第２回定例会で、工藤議員に対しては、進捗率１５％、「本事業は、

地域活性化の拠点として、地域特性を生かしたアメリカ村を整備するものであり、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を一体的に図るもの」であるとあります。

最後の平成１８年第３回定例会での山本議員に対しては、「平成２０年度のオープンを目指していることもあり、これまで以上に市内外に向けて、国際色豊かな三沢市をＰＲしていかなければならない」との回答であります。

アメリカ村がにぎわいを見せることが、市民の理解を得る唯一の命綱であると思います。拠点施設のＭＧプラザが立派にでき、その運営内容にも期待するところ大であります。

８月２８日、アメリカ村広場完成、ＭＧプラザ完成後には、毎月集客イベントが開催されるとの報道がありました。まことに結構なことと思いますが、アメリカ村広場、そしてＭＧプラザにだけ寄りかかっていくような姿勢では、本物のにぎわいの創出はできなく思うところであります。

そこで、先輩議員に答弁しておりました、商業者自身が熱意とやる気を持ち続けることが大切、そして、これまで以上に市内外に向けてＰＲをしていかなければならないとしておりましたが、まちづくりを進める上で、街区の方々との連携の状況、そして、ＰＲにおいて、これまで以上の何をしたかをお伺いするものであります。

そしていま一つ、私は勝手ながらアメリカ村、この響きから、ストリートの端に立ったとき、店舗の中はともかくとしても、アメリカ村の風情ありありの画一的な店舗の構成を夢見ておりました。そこで、なぜに画一的なストリートにできなかったのか、お伺いするものであります。

以上で、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（馬場騎一君）　ただいまの９番附田一議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　附田議員さんの御質問のうち、農・漁業政策については私から、そのほかについては関係部長等からお答えさせますので、御了承をいただきたいと思います。

御質問の１点目であります、農業者に対する支援策についてお答えをいたします。

まず、農業者支援の融資制度についてでありますが、現在、担い手農業者向けに融資助成できる制度資金として、農協等が扱う農業近代化資金と農林漁業金融公庫が扱う農業経営基盤強化資金、いわゆるこれはスーパーＬ資金と言っておりますが、これらは、農山漁村振興基金と地方自治体から利子助成が受けられるものでありまして、市では、スーパーＬ資金について、現在、利子助成を行っているわけであります。

スーパーＬ資金の場合でありますけれども、これは認定農業者であれば、肥料、飼料代等の運転資金に対しまして融資が受けられることになっておりまして、一方、近代化資金等は農業施設などが対象になっておりまして、使途が限られているということであります。非認定農業者であっても、農業所得が過半数以上あれば、借り入れが可能な制度となっているわけであります。

また、現在、県で行っているセーフティーネット資金につきましては、運転資金として十分活用が可能であるなどから、農協など関係団体連携して対応してまいりたいと考えておるところであります。

国では、昨今の原油高騰の対策として、施設園芸分野に対しまして強い農業づくり交付金を拡充しまして、主に省燃油化のための設備あるいは機器等の導入に対しまして支援を行うべく、現在、検討を進めているところから、市といたしましても、その状況によりまして判断をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、漁業者に対する支援策についてお答

えをいたしたいと思います。

燃油価格は、議員もおっしゃっておりますが、５年前と比較しまして、２倍から３倍と高騰しておりまして、現在の大型クラゲの襲来、あるいは海水の温度の上昇等によりまして、不漁や魚価低迷に拍車をかけまして、漁業経営を大変圧迫いたしておるわけであります。このようなことから、全国の漁業関係団体は、国への要請活動や一斉休漁、その窮状を訴えてまいったところであります。

これを受けまして、国では、新たに燃油高騰対策として、本年７月に６項目の緊急対策をとったところでありますけれども、三沢市の漁業者にとりましては、省燃油実証事業以外に対象になっていないのが現状であります。

いわゆる省燃油実証事業は、５人以上の漁業者によるグループが、操業の合理化によりまして燃油使用量を１０％以上削減する実証事業に取り組む場合について、燃料費の増加分の９割を国が負担すると、こういう事業であります。現在、三沢市漁協では、イカ釣り船団を事業主体して、省燃油実証事業の採択に向けた取り組みを行っているところであります。

また、県の対策としては、これまで設備資金のみを対象としていた、いわゆる漁業近代化資金を、燃油・資材購入資金等の運転資金も融資対象に拡大して利子補給することを決定していることから、市といたしましては、国・県のこれらの対策事業が円滑に進むよう、漁協や関係団体などと連携を図りながら、側面から漁業者を支援してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　経済部長。

○経済部長（桑嶋豊士君）　(仮称)アメリカ村についての御質問にお答えをいたします。

第１点目の、にぎわいの創出のため街区の方々との連携をどのように進めてきたか、また、今後どのように進めるのかとの御質問につきましては、計画区域の街区の方々と、これまで延べ６００回以上にわたる集会を積み重ね、区画整理事業よるまちづくりに向けた合意形成を経て、現在の区画整理事業の進捗に至っております。

その議論の中で、中央町商店街区の方々で構成された中央町まちづくり委員会では、アメリカ村のシンボルとなる拠点施設の必要性が決議をされ、中央町まちづくり委員会からの賛同を得てＭＧインターナショナル株式会社が立ち上がり、現在、ＭＧプラザの建設が進められております。

さらに、大通商店街区の方々で構成された大通まちづくり委員会におきましても、もう一つの核となり得る商業拠点施設の整備が計画をされているところであります。

街区の方々で構成されている、この両まちづくり委員会では、それぞれの拠点施設を中心としながら、各個店の自助努力により商店街としての魅力を創出することとしており、市といたしましては、これらのまちづくり委員会の議論に当初から商工会とともに参画をし、情報提供及び助言を行うなど積極的な連携に努めてまいりました。

また一方で、中心商店街を形成する銀座商店街及び大町商店街のアーケード商店街につきましては、今年３月と７月の２回にわたり、商店街区の方々はもとより、ＮＰＯ団体及び商業高校生ボランティアなどの参加のもとに、アーケードとシャッターの塗装を行い、中心商店街区の景観向上に努めていただいたところでございます。

今後におきましては、街区の方々で構成されるまちづくり委員会と商工会及び市行政の役割分担によりまして、例えば商工会が商店街区との連携のもと、各個店のこだわりと自信を持ってお勧めできる商品・サービス提供の徹底と、ＩＴ技術を活用した情報発信を行う一店一報運動、情報発信事業などをはじめとする、商店街区としての自助努力に基づくにぎわい創出事業に取り組んでいくこととしております。

市といたしましては、今後とも商工会とともに、国・県の支援制度を可能な限り活用しながら、商店街区の方々の意識の高揚と連携のもとに、中心商店街区のにぎわい創出に向けた支援に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、第２点目の過去の一般質問への回答で、今まで以上のＰＲをするとしているが、何をどのようにやってきたかとの御質問についてでありますが、御承知のとおり、(仮称)アメリカ村の整備事業につきましては、市道大町ゲート前東線歩道整備事業や、アメリカ広場整備事業が完了しておりますが、中央町地区都市再生土地区画整理事業は、平成２１年度末の工事完了を目指し、現在、事業が進捗中でございます。

このようなことから、市民の皆様には、事業の進捗状況や今後の取り組みに御理解をいただき、まちづくり機運の醸成を図るべく、これまでマックテレビで特集番組を放映したほか、中心市街地活性化シンポジウム、いわゆるまちづくり市民シンポジウム等でありますが、各種講演会等を開催してきたところでございます。

また、マスコミや観光情報誌などには、取材協力を行いながら情報発信をいただくなど、可能な限りのＰＲに努めてきたところでございます。

なお、(仮称)アメリカ村完成の暁には、円滑な集客が図られるよう、今後の事業進捗にあわせまして、観光協会や広域観光協議会との連携を図りながら、具体的には、首都圏の観光誘客をターゲットとした観光ＰＲキャンペーン事業実施のほかに、ＪＲ、空港、旅行会社及び市内観光施設と連携をし、中心街区及び市内観光施設への観光客誘客のための宣伝ＰＲ等の提供を行う観光セールスプロモーション事業や各種国際交流イベント展開を通した積極的な情報発信など、これまで以上のＰＲによる誘客に努めることとしております。

次に、第３点目のなぜ画一的ストリートにできなかったのかとの御質問についてでございますが、商工会のまちづくり機関である三沢ＴＭＯ協議会での内部組織として設置されたまち景観部会では、各個店の景観統一を図るべく、商店会の総意のもとに締結をいたしましたまちづくり協定に基づきまして、商店街の代表者や建築士会の専門家の参画のもとに、建築確認申請手続の際に建築デザインを事前提出をしていただき、景観統一に向けた助言・指導を行ってまいっております。

このまちづくり協定は、あくまでも紳士協定として締結されたものであり、景観条例のような法的拘束力を持った規定ではございませんが、商店会の総意のもとに締結をされております。

一方で、アメリカの景観とはどういうものを指すのかといった議論は、各商店会のまちづくり協定を話し合う中でも絶えず取りざたされてきた問題でもございます。

例えばウエスタン調であるとか、東海岸や西海岸とでは景観が全く異なるなど、アメリカの景観に対するとらえ方は人それぞれで、商工会においても、専門家を交えながら景観形成の絞り込みを模索したものの、画一的なデザインに統一することはアメリカの景観としてそぐわないとの理由から、ある程度幅を持たせた形で、例えば建物のデザインについては、アメリカ的イメージを創出するという細目基準を設けまして、洋風デザインの統一化を図ることになり、現在に至っているとのことでございます。

さらに、セットバックによる店舗正面の位置関係についても、商店街まちづくり協定の中で統一化を規定したものの、各個店の土地形状、例えば面積や土地の形が一定でないなど、そういった事情によりまして、建物の位置の統一が困難な地権者もあり、やむを得ず店舗の配置が不形成となった部分もあるとのことでございます。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　教育長。

○教育長（横岡勝栄君）　議員さん御質問の

図書館への英字新聞コーナーの設置及び洋書コーナーの充実についてお答えいたします。

市立図書館につきましては、平成２０年４月より指定管理者制度を導入し、現在、株式会社図書館流通センターが管理運営をしているところであります。

当市は、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を基本理念に掲げ、国際性に富んだ人材育成を目指し、英語特区の推進や公共施設の英語表記の充実などに努めております。

御質問の英字新聞コーナーの設置につきましては、指定管理者とも協議をしながら、図書館の充実策の一環として、英字新聞を利用者に提供するための準備を進め、平成２１年度から実施してまいりたいと考えております。

次に、洋書コーナーの状況につきましては、現在、洋書の蔵書数は、百科事典、詩集、絵本など約４００冊となっております。

また、図書館では、外国語の図書の収集をはじめ、外国人の利用の拡大、多言語・多文化サービスの提供を図ることなどを運営方針として掲げております。このことから、米軍基地図書館オーバーストリート・メモリアルライブラリーに対し、相互連携等について協力をお願いしているところであります。

具体的には、本国へ帰る米軍関係者などから図書の寄贈を募る際の窓口になっていただくことや、リサイクル運動等で引き取り手のない本の提供をしていただくなど、基地内図書館と連携を図り、洋書コーナーの充実に努めていくこととしております。

今後とも指定管理者と一体となった取り組みにより、図書館運営を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場騎一君）　９番。

○９番（附田　一君）　それでは、再質問させていただきます。

その前に、図書館は、ありがとうございました。

また、アメリカ村は、ぜひこけないように頑張ってください。そして、我々も応援したいと思っております。

農家と漁業者の件ですけれども、結果的に、現在の制度、スーパーＬ資金とか県の近代化資金の利用で対応してもらいたいと、こういう内容だと思いますけれども、いずれにしても、私は、認定農業者であっても、そんなにでかくない人もいると思います。中小の農・漁業者に対しては、このスーパーＬ資金とか近代化資金は、そう簡単には手が出ないと言えばなんですが、乗っかれない方がたくさんいると思います。だから言っているのであります。

そこで、商工振興費の保証料補給金のところを見ますと、過去１０年間の実績を担当課に調べていただいて、私も足し算したのですけれども、小規模企業者保証料補給金では、この１０年間、予算額６,２２８万３,０００円、決算額２,８６９万１,７５３円。不況及び大型店進出対策特別制度保証料補給金では、予算額２,７６１万７,０００円、決算額２８９万７,０００円。合計しますと、予算額８,９９０万円、決算額３,１５８万８,７８８円となっております。

私の言う利子補給というのは、商工業者に対する保証料補給金と、いわゆる市から出るお金としては全く同じ性格だと思っております。この保証料補給金は、先ほども申し上げましたが、２０年も３０年も前からやっているのです。そうなると、１０年で３,０００万円、４,０００万円になっているのですから、億の単位にはなるのではないでしょうか。

１０年間の約９,０００万円のスクランブル、予算措置をしているわけです。その中で３,１５９万円の額が保証料補給金として支出されております。この３,１５９万円は、すべて商業振興の名目のもと、結果的には市が肩がわりしている、保証料補給金と一緒なのですけれども、そう私は思います。

そういうことで、農業者、漁業者に対して

も、近代化資金やスーパーＬ資金というのですけれども、それに乗っかれない人をどうしてもらうかというのを言っているのであって、そういう点からいくと、私は、農・漁業者に比して、これは極めてバランスを欠く、そのように思われて仕方がありません。

商工業者への保証料補給金のそれをやめろ、そういうことは言いませんが、農業、漁業者にも、弱い方々に惻隠の情を持った措置をしてもらいたい、その願いから言っているのでありまして、いま一度、先ほどの質問と違いますけれども、商工業者とのバランスの問題からして、市長の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（馬場騎一君）　答弁願います。

市長。

○市長（種市一正君）　それでは、再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、御指摘のように、個人に対する支援といいますか、それについては、今申し上げたようなことで、利子の補給をするというようなこと、そのほかにはないわけでありますけれども。

ただ、いわゆる他の商業関係とのバランスも云々というようなことでありましたが、決してそういう不平等なことではなくて、今回の議会にも上程しておりますけれども、私としては、まさに農業も漁業も生産基盤の強化をきちっとしないと、なかなか効果が出ないということもあって、今、製氷施設、これも御案内のように１億円以上の助成をしているわけでありまして、あるいはまた、浮き桟橋といいますか、そういうことにも、ちょっと数字はあれですが、４,０００万円くらい出したのかなと、そんな思いもしておりますが。

そういうことで、いろいろ個人的な支援とは違いますけれども、そういう生産基盤に対しての支援もしているわけでありますので、その辺を御理解いただければと、こう思います。

以上であります。

○議長（馬場騎一君）　以上で、９番附田一議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（馬場騎一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（山本弥一君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

５番鈴木重正議員の登壇を願います。

○５番（鈴木重正君）　市民クラブの鈴木重正でございます。

質問に入ります前に、議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

去る３月に行われました三沢市議会議員選挙におきまして、多くの市民の方々から御支援を賜り、初当選させていただくことができました。この場をおかりいたしまして、心から感謝申し上げます。

また、亡き父からは、人の優しさや厳しさ、礼節を重んじ、誠意、信念を持って生きるというその背中を見させてもらいましたこと、今、改めて感謝しております。

先人たちが、諸先輩方たちが、苦労を重ね、知恵を絞り、幾多の困難を乗り越え築き上げてきてくださったこの三沢を、決して後退させることなく、今以上に少しでも発展、繁栄させ、次代を担い、未来を迎える子供たち、孫たちにしっかりと引き継いでいくということが、今を生きる私たちに与えられた使命、責任だと思っております。

市長はじめ市職員の皆様、市議会議員の皆様、そして市民の皆様、私は、思いよこしまなく、市民のため、三沢市発展のために、誠心誠意、百折不撓の精神で臨んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、政治姿勢問題についてであります。

三沢市制施行５０周年の節目の年である本年、１０年後の三沢市の都市像、目指すべき姿として、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」を基本理念に掲げ、そのまちづくりの基本方針を示す基本構想と、基本構想に基づいて必要な施策を体系的に明らかにした基本計画から構成される三沢市総合振興計画が策定されました。

本計画は、次なる半世紀、翔ばたいていく未来へのスタートの１０年、この三沢市が歩んでいく道しるべとなるものであり、目指すべき姿の実現に向けて、その必要な施策、事業をしっかりと進めていかなければならないものであります。

この総合振興計画の策定に当たっては、三沢市総合振興計画基本構想案について三沢市総合開発審議会に諮問し、平成２０年１月２５日に同審議会から答申がなされております。その答申では、三沢市総合振興計画基本構想案の内容は適当と認めるとしながらも、三つの事項に留意し、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」の実現に向けて努力するよう要望がなされております。

その要望事項は、一つ目として、「本構想が行政計画に留まらず、市民の行動指針となり、市民と行政が共有する計画となるよう、市民に分かりやすく公表するとともに、市民と行政との協働によるまちづくりを強く進められたい。」

二つ目として、「地方分権の進展や社会構造の変化など、自治体を取り巻く環境は大きな変革期にあることを踏まえ、多様化する市民ニーズを見極め的確に応えるよう、施策の推進にあたっては、弾力的な運用や見直しを図られたい。」

三つ目として、「施策の実施にあたっては、目標を出来るだけ数値として掲げ、達成状況や成果を評価する外部評価を含む新しい行政経営システムを適正に運用し、計画の実効性を確保されたい。」となっております。

まず、三沢市総合開発審議会からなされたこの要望について、市長はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

また、これらの各要望事項について、具体的にどのように反映させ、総合振興計画を推進していくお考えか、お伺いするものであります。

次に、財政問題についてお尋ねをいたします。

今年度の当初予算の編成に当たりましては、健全財政を維持するため、平成２０年度から５年間の目標値を定めた三沢市財政改革プランに基づき、収支均衡策や行政評価の検討結果などを反映させるとともに、三沢市総合振興計画の基本理念である「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」建設のため、「健康で助け合うまちづくり」をはじめとする六つの都市像の実現を目指し、市政発展上重要な施策及び事業を推進することを基本方針として予算編成に努めたとの御説明がございます。

大変御苦労されての予算編成だったと思いますが、国の三位一体改革などにより、地方の財政状況は非常に厳しく、残念ながら毎年、当市の予算も減少してきております。

つい最近までは、平成の大合併と称され、全国的に市町村合併が進んだことは御承知のとおりであります。その合併への選択肢はさまざまでしょうが、より大きい規模での行政を行うことにより、行政コストの無駄を省き、財源の確保が難しい自治体は、合併という方法でその危機を乗り切ろうとされたのも大きな要因ではないかと思います。

行政改革などにより行政コストの削減がなされたとしても、それは目的ではなく、よりよいまちをつくっていくための手段であり、そのことによって財源を確保したとしても、どのようなまちづくりを進めていくべきなのかというしっかりとした考え、方向性が必要であると思います。

特に、市総合振興計画に基づき、生活圏構

造に即した施設の配置やインフラ整備など、機略縦横な対応も大切だと思います。

そして、限られた予算の中で、より効果的・効率的なめり張りある予算の執行を考え、何より最小限の経費で、市民にとって最大限の利益を生み出していかなければいけません。また、財源がなければ、財源を確保する努力、知恵を絞っていかなければならないと思っております。

そこで、お尋ねいたします。総合振興計画の初年度であります今年度予算の執行に当たって、既に事業計画ができていると思いますが、今年度の大規模・主要な事業と、その財源確保を含めた進捗状況についてお尋ねいたします。

あわせて、今年度末の最終的な予算規模は、総額でどの程度になると見込んでいるのか、お尋ねいたします。

また、総合振興計画では、基本構想に基づいて必要な施策を体系的に明らかにした基本計画、現在は、その計画期間を５年間とする前期基本計画が策定されております。

この基本計画に盛り込まれている施策、事業については、社会構造の変化、市民ニーズなども踏まえ、計画期間内においても、必要に応じて弾力的な運用や見直しが図られるものとは思いますが、総合振興計画を実効あるものにしていくためには、時点時点における財政面での見通しというものも、当然必要ではなかろうかと思っております。

そこで、今年度が総合振興計画の初年度でありますので、今年度を除いた計画期間、すなわち来年度以降の４年間、この基本計画に盛り込まれている施策、事業の実施に係る経費の総額の見積もりと、その財源確保の見通しについてお尋ねするものであります。

次に、環境問題についてであります。

今日における我が国の社会経済の発展は、私たちの生活に豊かさや利便性をもたらしたものの、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造は、生活排水による水質汚濁やごみの排出量増大に伴う廃棄物処理の問題など、私たちの日常生活に起因する都市生活型の公害を引き起こし、生活環境、自然環境に与える影響は無視できないものとなっております。

また、温室効果ガスの排出による地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題が大きく取り上げられるようになり、環境問題は、世界で注目すべき課題の一つとされております。

この環境問題は、世界の人々一人一人が関心を持ち、決められたことをみんなで守っていかなければ、解決が難しい問題であると思います。

当市においても、三沢市環境条例に基づき、当市の環境施策の基本方針となる三沢市環境基本計画が策定され、三沢市が目指す環境の将来像として、「自然と調和し未来を拓く快適環境のまち：みさわ」を掲げ、市民、事業者及び市がお互いに協働して、未来に向けて、環境施策を推進し、環境問題に取り組んでいくこととしております。

環境に関する課題は広範多岐にわたるものでありますが、その原点となるものは、天から授かり、先人たちが守り育ててきたこの豊かな三沢の自然環境を、しっかりと次世代に引き継いでいくということではなかろうかと思っております。

自然環境の保全と活用については、当市の総合振興計画に、「人と自然が共生し、ふれあい、その豊かさを実感できる」を目指す姿として、市民、事業者及び行政それぞれの主な役割について、市民は、自然と調和した生活習慣、環境保全活動への参加・協力、事業者は、自然環境に配慮した事業活動、地域と共存した環境保全活動、そして行政は、地域一体となった施策の展開、環境保全活動の推進が明記されておりますが、具体的に国や県あるいは三沢市など、行政がどのようなかかわりを持って地域一体となった施策を展開し、環境保全活動の推進を図り、仏沼をはじめ太平洋海岸線、小川原湖畔、市民の森周辺等を保全・活用していくこととしているの

か、お伺いいたします。

最後に、基地対策の充実についてであります。

三沢市には、我が国の平和と安全を確保するという崇高な任務を担う自衛隊・在日米軍の施設が所在しております。

私は、防衛施設は自衛隊・在日米軍の各種活動の拠点であり、我が国の安全保障を支える基盤として必要不可欠なものであると認識しております。

三沢市は、基地の街とも言われておりますが、まさに基地とともに、その歴史を刻んできたと言っても過言ではないと思います。

そして、当市と米軍三沢基地との関係については、同じ行政区域に生活をしている市民と米軍人等及びその家族とが、お互いの利益を追求することなく、仲よく幸せに楽しい生活を送り、お互いの生活の質を向上させるという趣旨である、基地との共存共栄をその柱にしているものと理解しております。

私は、三沢で行われるすべての訓練活動等を肯定するわけではございませんが、防衛施設があり、そこに人がいれば、その目的や使命を果たすため、当然、活動や各種訓練があってしかるべきであると思います。

しかしながら、防衛施設の所在が、また、そこで行われる訓練活動等が、市民の日常生活を脅かし、生活環境に影響を与えるものであっては決していけないと思っております。

これまでも三沢市では、航空機の頻繁な離着陸による騒音などの防衛施設に起因する各種障害・問題について、市民の日常生活に影響がないよう、防衛施設と周辺地域の調和を図るための施策の推進など、国の責任において対策を講ずるべきであると訴えてきておりますが、市民が平穏で快適な暮らしができるよう、今後もしっかりとした対応が肝要であると思っております。

そこで、基地対策の充実についてでありますが、総合振興計画では、各種障害への対応の現状と課題として、基地所在に起因する各種障害が市民生活に影響を及ぼしており、障害の軽減を国に要請するなど取り組んできたが、今後とも、市民ニーズを正確に把握し、状況に応じた的確で迅速な対応が求められている旨明記されておりますが、市民ニーズをどのように把握するのか、また、現在把握しているとしたら、どのようなニーズがあるのか、お尋ねするものであります。

以上で、私の一般質問を終わりますが、市長はじめ市当局の御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山本弥一君）　ただいまの５番鈴木重正議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの鈴木議員さんの御質問のうち、政治姿勢問題については私から、そのほかについては副市長及び関係部長等からお答えさせますので、御了承願いたいと思います。

はじめに、第１点目であります総合開発審議会からの要望について、どのように受けとめているのかとの質問でありますが、三沢市総合振興計画基本構想案につきましては、本年１月２５日に、その内容を適当と認める答申をいただき、その際、要望事項として、市民と行政との協働によるまちづくり、弾力的な運用や見直し、目標をできるだけ数値化するとの３点が示されたところであります。

私といたしましては、本計画を実効性のあるものとするために、いずれも重要な要素として認識いたしているところであり、当該要望事項を踏まえながら、市民本位の計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、第２点目であります各要望事項について、具体的にどのように反映させ、総合振興計画を推進していくのかとの御質問であります。

一つ目の市民と行政との協働によるまちづくりにつきましては、本計画を市民と共有する行動計画とするため、本計画の策定段階から、市民アンケートや各町内における地域懇談会を実施し、市民生活に根差した身近な計

画内容とするとともに、策定後に、わかりやすいダイジェスト版の毎戸配布や、本計画書を各町内会に配布するなど、市民への周知を図っているところであります。

また、ＮＰＯ法人やまちづくり市民団体の育成など、市民活動の活性化を推進しているところでもあります。

今後とも研修会や座談会の開催を通じまして、市民意識の向上を図るなど、協働のまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、要望事項の二つ目、弾力的な運用や見直しにつきましては、昨今の社会構造の変化など、自治体を取り巻く環境は大きな変革期にあり、５年先であっても、社会経済状況を予測するのは大変難しいものがあると感じております。このことから、多様化する市民ニーズを見きわめ、的確にこたえることができるように、必要に応じて弾力的に見直しを行い、時代に即応したものとしてまいりたいと考えているところであります。

また、この基本計画に基づき実施している事務事業につきましては、毎年度、実行評価あるいは改善の行政評価を繰り返し、見直しを行い、市民との共通認識のもと効率的な行政運営を行ってまいりたいと、このようにも考えております。

次に、要望事項の三つ目、目標をできるだけ数値化することにつきましては、本計画を遂行するに当たりまして、より具体性を持った取り組みとするために、各小項目ごとに主なる関係指標を明らかにしておりまして、計画の進捗状況を数値で管理できるよう、実効性のある基本計画の内容としたところであります。

施策の達成状況や成果につきましては、今後、外部評価を含む新しい行政経営システムを構築することといたしておりまして、関係指標の数値目標の設定につきましても、この行政経営システムにおいて、市民ニーズを考慮しながら関係指標の変動を注視し、目標として設定できるものは数値化してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

私からは、以上であります。

○副議長（山本弥一君）　副市長。

○副市長（大塚和則君）　財政問題のうち、今年度末の最終的な予算規模についてお答えをいたします。

本定例会に提案しております三沢市一般会計補正予算（第２号）における予算累計額は１９８億３,６４６万円となり、平成１９年第３回定例会での予算累計額１９１億５,６２０万円と比較いたしますと、主に製氷施設機能強化事業及び長ごぼう冷蔵貯蔵施設設置助成事業に係る平成２１年度事業の前倒しにより６億８,０２０万円、率にして３.６％の増となったところでございます。

今年度末の最終的な予算規模につきましては、この増額分がそのまま今年度最終予算に反映される見込みであることから、前年度最終予算額１９２億６,７７０万円に対し３.６％増の、おおむね２００億円と見込まれるところであります。

以上であります。

○副議長（山本弥一君）　政策推進部長。

○政策推進部長（澤口正義君）　私からは、財政問題のうち、今年度当初予算の進捗状況と基地問題について、２件御答弁させていただきたいと思います。

最初に、財政問題についての第１点目であります、今年度当初予算の進捗状況についてお答えいたします。

平成２０年度の当初予算編成に当たっては、三沢市総合振興計画の基本理念である「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」建設のため、「健康で助け合うまちづくり」など、六つの都市像の実現を目指し、事業の選択と集中及び行政改革による歳出の厳しい見直しや、国や県補助金の効果的な活用など、事業予算の財源確保を図った上で、重点配分型予算として、前年度当初予算比０.５％減の１８５億４,２００万円の一般会計歳入歳出予算としたところであります。

この本年度予算にかかわる主な事業の進捗状況についてでありますが、まず、新三沢市立三沢病院建設事業につきましては、既に本年３月から建築工事に着手し、現在、平成２１年度末の建物完成に向け工事が順調に進んでおります。

また、病院周辺の道路、公園を整備する三沢飛行場周辺整備統合事業につきましては、本年度は公園歩道の実施設計及び道路の用地買収などを行うこととしており、公園歩道の実施設計につきましては、本年８月に発注、契約済みとなっております。

次に、(仮称)アメリカ村整備関係についてでありますが、中央町地区都市再生土地区画整理事業につきましては、本年度対象の建物１６棟の移転をもって補償が終了することとなっております。歩道整備、電線共同溝設置などにつきましても、平成２１年度中の完成を目指して工事が順調に実施されております。

また、中心市街地活性化拠点施設整備事業費補助金、いわゆるＭＧプラザ建設事業の公共機能にかかわる補助につきましては、工事の完成を待って、今後、予算執行する予定となっておりますが、隣接するアメリカ広場につきましては、御承知のように本年７月末に完成し、去る８月から供用開始されたところでございます。

次に、農産物加工施設、学校給食センター設置事業につきましては、本年度、建設用地の測量と実施設計を行うこととしており、年内に発注の見込みとなっております。

このように、歳出予算の編成に当たっては、国や県の補助金などを最大限に活用しながら、財源確保が確実な事業を予算計上しているところであり、本年度当初予算の執行につきましても、事業全般にわたりまして、おおむね順調に進捗しているものと考えているところでございます。

続きまして、基地問題についてお答えいたします。

まず、基地の所在に起因する各種障害への対応について、市民ニーズをどのように把握するかにつきましては、市民の皆様の御意見を幅広く聞くために開催される町内会長会議での御意見、御要望、さらに、騒音コンター内の町内会で組織される三沢基地周辺町内連合会による御要望のほか、市民の皆様から直接電話やインターネット、あるいは来庁して寄せられるさまざまな御相談、御意見を随時お受けし、広く市民ニーズの把握に努めております。

また、平成１８年度からは、新たな試みといたしまして、三沢基地周辺町内連合会主催により行われる勉強会に職員を派遣しまして、さまざまな情報交換や意見交換をいたしております。

このほかにも、随時、各産業団体からの陳情や要望をお受けし、ニーズの把握に努め、各種民生安定対策事業を実施しているところであります。

一例を挙げますと、(仮称)アメリカ村整備の事業や長ごぼう冷蔵貯蔵整備事業、製氷施設整備事業のほか、市民の住環境をよりよいものにするために、緊急避難道などの生活基盤整備にも努めているところであります。

今後もこれらの機会を活用し、幅広く基地にかかわる市民ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、現在把握している市民ニーズについてお答えいたします。

市民から寄せられる御意見や御要望の多くは、航空機騒音に起因するものであり、特に、移転対象区域に隣接している住民からの移転要望や住宅防音工事の早期着工、住宅防音工事で設置されたストーブやエアコンの早期更新など、その対応や対策に時間を要するもの、また、米軍人のごみの不法投棄をはじめ、Ｙナンバー車両の違法駐車、犬の放し飼いなど、直ちに解決しなければならないものなど多種多様であります。

これらの御意見や御要望で速やかに解決しなければならないものにつきましては、三沢防衛事務所、米軍三沢基地報道部あるいは憲

兵隊などにお願いをし、さらには、日米連絡協議会でアメリカ側に対し要望をいたしております。

また、ある程度時間を要するものや将来的な展望に立ち要望するべきものにつきましては、市議会ともども国に対し要望をしているところでございます。

私からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（山本弥一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　財政問題の第２点目、総合振興計画の前期基本計画に係る経費の総額及び財源確保についてお答えいたします。

平成２０年度を初年度とした三沢市総合振興計画に係る施策、事業の実施に当たりましては、計画事業が補助事業で実施可能か、単独事業として実施していかなければならないのかなどの検討を随時行い、その上で、財源の裏づけを含めた毎年度の実施計画を策定し、事業の予算化を行うこととなることから、現時点で、今後４年間のすべての事務事業について予算の裏づけが図られているわけではございませんので、御質問の前期基本計画すべての事業に係る経費総額は算定できないところであります。

財政運営全般に係る財源確保につきましては、国・県補助金のほか、市税や地方交付税などの一般財源の確実性の高い堅実な数値の推計を行い、これに対し、歳出においては、集中改革プラン等に基づく人件費の推計や公債費の積み上げによる算定をはじめ、前年度決算や当初予算をもとにした物件費、扶助費、維持補修費、補助費等の推計を行い、さらには、普通建設事業については、財源確保が確実な補助事業を中心に選択し、これらを取りまとめた財政運営計画の策定を通して、財源確保が確実な事業を予算計上するということで、予算編成につなげているところであります。

したがいまして、今後の総合振興計画の実施計画に係る予算措置等につきましては、財政運営計画の総枠の中で収支均衡に努め、効果及び優先度の高い事業及び財源確保が確実な事業から進捗を図ってまいりたいと考えております。

なお、財政運営計画の策定において、財源不足が生じる見込みの場合は、財政改革プランに基づき一層の行財政改革に取り組み、総合振興計画の着実な実施を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（山本弥一君）　民生部長。

○民生部長（宮崎倫子君）　御質問の環境問題、自然環境の保全と活用についてお答えいたします。

自然環境の保全と活用についての行政のかかわりでありますが、国、県、市などの行政が連携し、さらには市民、事業者、町内会、ＮＰＯなど、その地域で暮らしいている方々と一体となった環境保全活動の推進が最も重要かつ有効であると認識いたしております。

行政の役割の一端として、国では、国土交通省高瀬川河川事務所が主管しております小川原湖利用推進協議会仏沼部会などの意見を反映させた直轄総合水系環境整備事業を昨年度から実施しており、既に、一部遊歩道、公園などが完成し、今後、順次整備が図られ、小川原湖湖岸の水辺利用の促進が図られていくものと思われます。

また、県におきましては、昨年の１０月２６日に、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づき、三沢市の市民の森周辺、天ヶ森、砂森地区の海岸線を含む一帯及び仏沼周辺が新たに保全地域として指定されたところであります。この指定に伴い、より自然環境の保全が図られるものと期待しております。

市といたしましては、三沢市総合振興計画の策定にあわせ、三沢市環境基本計画を策定し、基本目標に、生活環境の保全、快適環境の保全、自然環境の保全、地球環境の保全の四つを掲げ、具体的な取り組みである個別施策を実施することにより、目標の実現を図っ

ていくこととしております。

特に、自然環境の保全と活用では、ラムサール条約登録湿地である仏沼について、国、県など関係する行政機関、団体や住民で組織された三沢市仏沼保全活用協議会が、仏沼保全活用基本構想を取りまとめたところであり、また、市教育委員会においても活用の手引を作成しており、市民、事業者とともに、お互いに協働して、それぞれの役割のもとに関係保全活動に資するものと確信しております。

今後におきましても、大気、水、緑、そのほかの環境資源も循環を基調とし、有限であるという認識のもとに、市民、事業者、町内会、ＮＰＯなどの自主的な環境保全活動を支援するとともに、情報交換など連絡を密にし、環境保全に関する情報は広報紙やマックテレビを通じ、市民の皆様にも随時お知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　５番議員、再質問ございませんか。

５番。

○５番（鈴木重正君）　再質問を何点かさせていただきます。

私は、総合振興計画というもの、非常によい構成でできているなと思っておりまして、基本構想、そして、基本構想なるものを実行していくために必要な施策を体系的に明らかにしている基本計画、さらには、前期基本計画の５年間の中で重点的に取り組んでいくということで、重点プランというものもございます。

そういう中で、総合振興計画を実効あるものにしていくためには、私は、これは個人的な考えでございますが、一つは、やはり全体の事業なりを総合的に管理して、進捗状況など、計画年次、そういったものを総合的に管理していく。これが多分私のイメージですと、先ほどありました行政経営システムというものではなかろうかと思っております。

そしてもう一つは、やはり施策、事業を展開していく、推進していくという上では予算というものが必要になってくると思います。そういう意味から、２点ほど再質問させていただきます。

まず、第１点といたしまして、先ほど市長のほうから御答弁いただきましたが、総合開発審議会からの要望事項の３点目なのですが、目標をできるだけ数値化していくということでございまして、行政経営システムを構築していくという御答弁だったかと思いますが、行政経営システムというものをいつごろまでに構築する予定なのか、また、現在の状況というものをお尋ねいたします。

２点目といたしまして、企画財政部長から御答弁がございました、来年度以降の４年間の基本計画に係る見積もりということでありましたが、予算の裏づけがないというのは私も理解しております。

そういう中で、三沢市が幾ら負担するとかというものではなくて、基本計画に盛り込まれている事業をやるに当たってどのくらい必要なのかなというところです。それを今現在、そういう見積もりを持っていらっしゃるのか、この２点を御答弁いただきたいと思います。

○副議長（山本弥一君）　執行部の答弁を求めます。

政策推進部長。

○政策推進部長（澤口正義君）　政治姿勢問題の再質問にお答えいたします。

お尋ねの趣旨でございますが、どのようなシステムなのかということでございますが、ただいま先生からもお話しございましたように、いかにして実効を上げるか、たらしめるかということが大変重要なポイントになるわけでございますが、私どもは、これに対しまして、プラン・実行・評価、そして改善というものを常に注意を払いながら進めていきたいというふうに考えております。

そして、いつごろ構築するかという点でございますが、現在、三沢市で行財政改革本部というものを持ってございますが、これとの

連携をしながら、年内にその構築をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　企画財政部長。

○企画財政部長（中村純孝君）　再質問のうち、前期基本計画の実施に当たって、どのぐらいの予算の見積もりを立てているのかという御質問にお答え申し上げます。

まず、４年間の施策、事業の実施につきまして、まだ現時点で実施設計が未実施など、不確定な要素があり、さらには、財源が不確定であり、財政運営計画に組み入れることができないようなものもありますけれども、４年間の総額で、おおむね７３６億円余りを財政運営計画の中では見ております。

以上であります。

○副議長（山本弥一君）　以上で、５番鈴木重正議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

１１番春日洋子議員の登壇を願います。

○１１番（春日洋子君）　１１番、公明党の春日洋子でございます。

去る８月７日、本会議場において、市内の小学生や中学生の代表に議員になってもらい、市政への提案や質問をしてもらう小中学生模擬議会が開かれました。当日、議長を務めた中学２年生の子供議員、質問に立った２０名の子供議員は、堂々とし、立派な姿でありました。多岐にわたった質問は、私にとっても非常に参考になるものばかりであり、２１世紀を担う子供たちが社会の人材として育っていけるよう、子供の目線に立ったまちづくりを進める一翼を担う使命を強くいたしました。改めて、市長はじめ関係各位の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に従い質問してまいります。

はじめに、財政問題のふるさと納税についてお伺いします。

自分で選べる新しい税の形、ふるさと納税。生まれ故郷など、みずからの居住地以外の自治体などに寄附した場合に個人住民税などが軽減される、ふるさと納税制度がことし５月にスタートしました。

今、税は、自分で考えて、自分で選んで貢献できる時代になりました。全国の自治体では、少しでも多く寄附してもらおうと、寄附金の使途を明示するなどのホットなアイデア合戦が始まっていると言われています。

その取り組みを紹介してみますと、長野県飯山市では、ふるさと納税制度の創設を受け、悠久のふるさと飯山応援金の募集を始めました。目玉は、２０１４年度中の開業を目指す(仮称)北陸新幹線飯山駅に名前を刻める特典です。新駅に名前を刻めるのは、１０万円以上の寄附者で、駅やモニュメントなど関連施設に寄附者の名前を記します。さらに、同額以上の寄附者には、市の特産品であるキノコの詰め合わせも贈ることとしています。

次に、愛媛県松山市では、ふるさと松山応援ページを作成し、市長からのメッセージでは、ふるさと納税への応援の呼びかけをユーモアたっぷりで行っています。続いて、ふるさと納税の仕組みを丁寧に解説、さらには、寄附金の使い道や寄附の方法を示し、最後に、寄附をしていただいた方への感謝の気持ちとして、５,０００円を超える寄附していただいた方へ、観光施設優待クーポンを進呈することとし、３０万円以上の寄附をしていただいた方へは感謝状を贈らせていただきますとしております。

また、すばらしい自然環境を大切に、一日も早い震災からの復興を目指し頑張ってくださいと、寄附の申し込みとともに激励のメッセージも添えられていたのは、６月１４日に発生した岩手・宮城内陸地震で被害を受けた岩手県奥州市へのふるさと納税です。

同市では、地震発生の前日に、同制度を利用した寄附を呼びかけるサイトを市のホームページに掲載したばかりでした。被災支援への寄附を呼びかけたわけではありませんでしたが、８月２５日までに２４件、計４３１万円の申し込みがあったということです。この

ように、ふるさと納税制度の導入は、被災地支援への一助ともなっていることがわかります。

さらに、この制度の利用とは異なりますが、アメリカ大リーグで活躍中の野球選手は、今日の自分自身があるのは、ふるさとの大地と風土があったからであると、恩返し納税のため、ふるさとに住民票を置いたままであり、年間５,０００万円を超える額を納税していることを知り、感動いたしました。

以上、各地の取り組み状況を紹介してまいりましたが、ふるさと納税制度は、地方自治への意識を高め、財政難に悩む自治体の活性化策としての効果が期待されておりますことから、本市における寄附の獲得へ向けての取り組み状況をお伺いします。

次に、健康問題のジェネリック医薬品の周知についてお伺いします。

ジェネリック医薬品とは何ですかと聞かれたら、何と答えるでしょうか。簡単に言えば、効き目は変わらないのに値段が安い薬です。病院にかかって、薬が出ますと言われた際に、その旨を伝えれば処方してもらえます。同じ有効成分、同じ効能でつくった薬ですが、価格は新薬に比べて２割から７割と格安です。

国民医療費のうち３分の１は、糖尿病や高血圧などの生活習慣病と言われます。長期間服用するこの生活習慣病の薬などでは、個人負担に大きな差が出てまいります。

広島県呉市では、この７月から、全国初の国民健康保険の加入者に対し、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる金額を示した通知書の発送を始めたことが掲載されておりました。同市は、財政悪化のため、医療費増加による新たな歳出は避けなければならない非常事態だったため、ジェネリック医薬品の普及で医療費を抑えようと、このサービスをスタートさせたということでした。

ジェネリック医薬品の普及は、大きくは、世界に誇る日本の国民皆保険制度を堅持することにつながり、また、収入がふえないのに物価高で出費がふえている生活者にとっては、家計の節約の一つとなっていくものと思います。

本市におきましても、市民の皆様へ広く周知と推進を図っていくことが必要と考え、その取り組みをお伺いします。

最後に、環境問題の１点目、ペットボトルのキャップの回収についてお伺いします。

ごみとして焼却処分されますと、８００個で６,３００グラムの二酸化炭素を発生するペットボトルのキャップを、資源として集めれば、子供１人分のワクチンになります。

地球と子供たちに愛を届ける運動であるエコキャップ運動とは、ペットボトルのキャップを集めるプレーヤーと、回収・リサイクルを支援するサーポーターによって成り立つボランティア運動です。小さなキャップでも、みんなが集めれば大きな力になります。子供から大人までだれでも自由に参加でき、一人一人の心から生まれる愛の運動は、私たちの周りでも徐々に広まってきています。

では、なぜポリオワクチンなのでしょうか。今から５０年前、世界じゅうに猛威を振るった病気がポリオです。ポリオは、日本では小児麻痺として知られています。１９６１年、日本全国で患者が発生したため、政府は、海外よりワクチンを緊急輸入して投与しました。その結果、患者数は激減し始め、１９８０年以降、日本では完全に撲滅状態が続いています。このワクチンの効果は非常に高いと言われています。

しかし、世界へ目を転じると、インドやアフガニスタン、ミャンマーなど、いまだに患者が発生しており、ポリオはまだ撲滅には至っていません。現在、衛生設備を利用できない状況にある１８０万人もの子供が、これらの感染症で命を落としているとの報道もあります。

世界保健機構やユニセフは、この状況を改善すべく、これらの地域でのワクチン接種を推進すべく世界各国へ働きかけています。

ポリオワクチンは１人分で２０円、ペット

ボトルのキャップ８００個分です。ＮＰＯ法人エコキャップ推進ネットワークがペットボトルのキャップを回収し、そして、専門機関を通じて業者へキャップを販売し、その収益で世界の子供たちへワクチンを届けるという活動を行っています。

現在、このキャップは燃やせるごみとして収集されていますが、人道支援という観点から大いに評価できるものと思います。本市においても、回収への取り組みを検討していただきたく、お伺いします。

最後に、２点目の携帯電話の回収についてお伺いします。

今では、世代にかかわらず、多くの方にとってなくてはならないものになっているのが携帯電話です。

最近の新聞報道によると、日本では、ＰＨＳを含む携帯電話は、年間４,５００万台から５,０００万台販売されているそうです。一方、回収状況はどうかというと、全国で使用済み携帯電話の回収実績は、２０００年の約１,３６２万台をピークに減少傾向が続いており、２００６年には約６６２万台に半減しています。

メールや写真を残しておきたい、何となく愛着があって捨てられないという思いはだれしも持っていると思いますが、金や銀などの貴金属やコバルトなどのレアメタルが含まれており、資源の少ない日本にとっては、使用済み携帯電話を適切に処理すれば有用な資源が回収できると期待されている携帯電話の回収を促進しようと東京都が動き出しました。東京都は、区、市町村と連携して、庁舎内の職員の目の届きやすい場所に専用回収箱の設置を呼びかけることにしました。

また、秋田県大館市では、「こでんちゃん回収ボックス」というものを市内２１カ所に設置しています。これは、パソコンや携帯電話など使わなくなった電気製品を回収するボックスで、定期的に専門業者が中身を回収して、機器内の希少金属を取り出してリサイクル活用しています。

資源循環社会へ向かおうとする今、本市においても、使わなくなった、引き出しに眠っている携帯電話の回収率向上のため、リサイクル情報の提供やリサイクル活動の推進をお願いしたく、お伺いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山本弥一君）　ただいまの１１番春日洋子議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　ただいまの春日議員さんの御質問のうち、財政問題については私から、そのほかについては関係部長等からお答えさせますので、御了承願いたいと思います。

まず、御質問のふるさと納税制度でありますが、近年、特に財政面、地方と都市間の格差が広がっているということから、この是正策の一つとして、平成２０年４月３０日に公布された地方税法等の一部を改正する法律によりまして、本年５月からスタートした制度であります。

内容については御承知かと思いますが、あえて制度の内容について簡単に申し上げますと、都道府県市区町村に対する寄附金のうち５,０００円を超える部分について、個人住民税所得割のおおむね１割を上限として、所得税と合わせ全額が控除されるという、個人が寄附をしやすくした制度というものであります。

そのようなことから、ふるさと納税とはいえ、納税者は全国どこの自治体に対しても寄附することが可能であることから、御案内のとおり、全国の自治体はさまざまな知恵と申しますか、おのおのの地域の特徴をアピールし、また、寄附金の額によっては地元の品物を贈呈するなど、寄附の獲得に向けた取り組みを展開している状況にあります。

お尋ねの三沢市のこの制度に向けた取り組みということでありますけれども、私は、このふるさと納税制度を新たな財源確保の手段

としてだけではなく、市民参加型のまちづくりや三沢市の魅力を内外に発信するというための方策として活用したいと、このように考えておりまして、５月末から検討を開始させ、実行検討グループを立ち上げ、８月には、三沢市の基本姿勢とも言える骨子案を作成したところであります。

現在、この骨子案に沿って、本年１０月からのスタートを目指し、寄附者の御意向を十分に反映できるよう、寄附された方があらかじめ寄附金の使途を指定できるようにすること、また、寄附金を適正に管理し、事業の充当状況については、これを毎年公表すること、あるいは三沢市の魅力の掘り起こしやＰＲの方法、そして、お礼のあり方なども含めまして、寄附受け入れのための具体的な詰めを行っているところであります。

以上が、現時点での三沢市のふるさと納税制度にかかわる取り組み状況であります。よろしくお願いします。

○副議長（山本弥一君）　民生部長。

○民生部長（宮崎倫子君）　環境問題についてお答えいたします。

まず第１点目、ペットボトルのキャップの回収についてでありますが、現在、各地で行われているエコキャップ運動は、ペットボトルのキャップをリサイクル業者に売却し、その益金によりポリオワクチンなどを発展途上国の子供たちへ提供することを目的として、ＮＰＯ法人や各ボランティア団体により行われているところであります。

エコキャップ運動につきましては、資源物として収集しているペットボトルと、燃やせるごみとして収集しているペットボトルのキャップとの分別の徹底につながるものと考えております。

また、回収箱につきましては、三沢市総合社会福祉センター内の社会福祉協議会事務室前において、ペットボトルのキャップ、プルタブ、使用済みインクカートリッジ、使用済み切手などの回収箱が「あつまれボックス」として設置されていることから、この回収場所の設置場所とともに、エコキャップ運動についても市民にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、環境問題の２点目、携帯電話の回収についてお答えいたします。

携帯電話機の電子部品には希少貴金属類が使用され、鉱物資源に乏しい我が国において、不要となった携帯電話機を資源として有効活用していくことは、廃棄物を削減し、循環型社会をつくる上でも大変重要であります。

国においては、平成１３年に、資源の有効な利用の促進に関する法律を制定し、その中で、携帯電話機につきましては、充電して繰り返し使える小型二次電池を使用する機器として、指定再資源化製品に位置づけられ、製造事業者が自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる製品となっております。

このことから、携帯電話機のリサイクルは、平成１３年４月から通信事業者及び製造メーカーで組織するモバイルリサイクルネットワークにおいて、電話機本体、充電器、電池を自主的に無償回収し、金属資源などとして再資源化されております。

市といたしましては、携帯電話機のリサイクルについて、モバイルリサイクルネットワーク加盟店である携帯電話機の販売店などで、メーカーにかかわりなく無償回収していることや、貴重な資源である不要となった携帯電話機をごみとして処分することのないよう、広報やマックテレビ、チラシなどを通して市民にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（米田光一郎君）　ジェネリック医薬品の周知についてお答えいたします。

後発医薬品――ジェネリック医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じであることから、治療効果が同等であるものとして製造販売が承認されております。

一般的に、研究開発費が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっております。このため、ジェネリック医薬品の普及は、患者負担の軽減、医療保険財源の改善につながるものと考えられますが、現在のところ、国内での数量的シェアは伸びていない状況にございます。

このことから、国は平成１９年度に、後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムを作成し、平成２４年度までに数量シェアを現在から倍増の３０％以上という目標を掲げ、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、安定供給、品質確保、メーカーによる情報提供、使用促進に係る環境整備、医療保険制度の見直し等に取り組んでいるところでございます。

また、国では、都道府県レベルでの利用促進協議会の設置も検討しております。

こうした状況を踏まえ、当市といたしましても、国保財政適正化のためにも、市民が投薬治療を受ける際の選択肢となるよう、厚生労働省が作成した啓発用チラシを参考に、後発医薬品――ジェネリック医薬品について周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　１１番。

○１１番（春日洋子君）　再質問させていただきます。

ふるさと納税につきまして、市長より御答弁をいただきましたけれども、５月末にプロジェクトチームを立ち上げ、そして、１０月を目指している。期間が非常に長いと思います。やはりすべてのこういう獲得に向けてといいますと、スタートダッシュが大事ではなかったかなというふうに思います。

先ほど御紹介いたしました岩手県奥州市では、月の半ばでした。６月１３日にホームページを開設しております。その月のスタート、１日ですとか、そういう節目でなくても、半ばであっても、この完成を一日でも早く発信をするというのが大事ではないでしょうか。

ふるさと納税が５月からスタートするということは、もう既に皆さん御承知のことでしたので、やはり今となっては遅いわけですけれども、事前に準備をして、これに合わせて発信していくというのが理想的でなかったかと思います。

今の市長の御答弁は、１０月ということでしたけれども、もっとそれを何日でも前に引き寄せて仕上げるということができないか、お伺いしたいと思います。

ジェネリック医薬品につきましてですけれども、さまざまな周知に努めていただいているということは理解できましたけれども、市立病院ではどうでしょうか。例えば患者の方は、みずからわからないと、先生にはみずから申し出ないと思いますけれども、医師のほうから、あなたの症状に対してはジェネリック医薬品でも対応できるのでというような、そういう言葉がけをしていただけるような体制ができるのか、お聞きしたいと思います。

３点目ですけれども、ペットボトルのキャップの回収について、民生部長から御答弁いただきましたけれども、この内容につきまして、申しわけありませんけれども、市長から答弁をいただきたい、内容がそのような内容でございますので。

東京都羽村市では、市長より、市内の団体や学校で実施する場合、羽村市としてできる範囲内で支援したいとの意向が示されています。身近なものから環境問題を考え、また、人道支援ということができる、このエコキャップ運動につきましては、教育的な観点からも、市内の小中学校へも呼びかけをしていただければいいかなというふうに考えるわけなのです。

その取り組みの際、最寄りの機関に送るのには送料がかかりますので、全額とは言いませんけれども、何かしらの形で、羽村市で示されているような、市としてできる範囲の支援を考えていただけないかどうかということを、市長より御答弁いただければありがたく思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。
○副議長（山本弥一君）　政策推進部長。
○政策推進部長（澤口正義君）　ふるさと納税の再質問にお答えいたします。
実施時期が遅いのではないかという御指摘でございますが、このことにつきましては、甘んじてお受けしたいと思います。
つきましては、先ほど前段で市長が御答弁申し上げました１０月を予定しておりますが、これを一日でも早くスタートさせるべく努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。
○副議長（山本弥一君）　民生部長。
○民生部長（宮崎倫子君）　エコキャップ運動についての再質問に、申しわけありませんが、私のほうからお答えさせていただきます。
エコキャップ運動は、まだ始まってそれほどたっていないというのでしょうか、これから今後の広がりを見きわめながら、また、社会福祉協議会とも協議しながら検討してまいりたいと思います。
以上でございます。
○副議長（山本弥一君）　三沢病院事務局長。
○三沢病院事務局長（大澤祐彦君）　ジェネリック医薬品の再質問にお答えいたします。
平成２０年度――本年度から診療報酬の改定によりまして、後発医薬品の利用促進のために、病院で処方する処方せんに医師がサインをしない限り、薬剤師側、調剤薬局側は、これは後発医薬品がありますということを説明して、後発医薬品を処方するような制度に変わってきております。
当院では、小児科なんかで、味が変わったり、色が変わったりで子供さんが飲まなくなると、そういうような場合を除いて、ほとんどの場合、医師がサインをしておりませんので、その処方せんを持っていった薬局側のほうで、もし後発医薬品があれば、後発医薬品がありますのでいかがでしょうかというようなことをしなければならないというような制度に変わっております。
以上でございます。
○副議長（山本弥一君）　以上で、１１番春日洋子議員の質問を終わります。
それでは、一般質問を次に移ります。
２番瀬崎雅弘議員の登壇を願います。
○２番（瀬崎雅弘君）　市民クラブの瀬崎雅弘が、通告に従いまして、除雪と克雪ドームの２件について一般質問をさせていただきます。
質問に入る前に、議長のお許しをいただき、去る９月１日に行われました三沢市制５０周年記念式典が、市民の皆様とともに無事滞りなく終了したことはまことにおめでたいことであり、三沢市長をはじめ、準備及び実施に携わられた関係各位の皆様に感謝申し上げます。
三沢市は、皆様御存じのように、昭和３３年９月１日、青森県で７番目の市として発足しました。５０年という節目の年に三沢市民として無事過ごすことができたのも、種市市長をはじめとする歴代市長の積極的な市政運営の業績のたまものと感謝しております。
今後とも市長におかれましては、健康に留意され、遺憾なくリーダーシップを発揮していただき、未来ある子供たちのため、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」のキャッチフレーズのもと、積極的な行政を行ってもらいたいと思います。
それでは、除雪と克雪ドームの２件について一般質問をさせていただきます。
最初に、除雪についてであります。
市長は、産業の振興、まちなか再生の推進、広域観光の推進、安心して暮らせるまちづくりの推進の四つの柱を掲げた市政運営に取り組むと述べられております。
また、今年度策定された三沢市総合振興計画においては、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」のキャッチフレーズのもと、六つの項目でのまちづくりを掲げ、各種施策及び事業を推進することを基本方針としておられます。

そこで、市長の市政運営に関する基本姿勢である、安心して暮らせるまちづくりの推進でありますが、日本は、四季に応じた生活環境があり、それぞれの季節に特徴があります。

三沢市総合振興計画の策定に関し、市民アンケートの調査結果分析によると、重要度が高く満足度が低い項目として、社会基盤整備分野に歩道の改修整備と冬期間の除雪の２項目があり、早急に対策を実施する項目に挙がっています。

冬季は降雪があり、降雪により市民の活動は大きく影響を受けます。その障害を除去するのが除雪であります。三沢市の除雪計画書に、除雪の目的は、冬期間の降雪による市民生活の障害を早期に除去し、経済活動並びに生活の利便性を確保すると記載されています。

現在、地球温暖化が叫ばれ、降雪は昔に比べると少なくなってきていますが、毎年降雪はあります。また、石油高騰もあり、除雪予算確保に苦慮されていると思います。

私は、ことし３月に実施された市議会議員一般選挙において、その運動期間中において、市内の除雪状況を確認することができました。特に、歩道の除雪が十分ではないと感じました。歩道は、積雪により歩行困難な場所が多く、学生やお年寄りの方が道路のわきを歩行しているのを見て、非常に危険と感じました。また、一部の道路では圧雪状況で、お年寄りの方が必死に除雪されておりました。

三沢市の除雪計画書に記載されている除雪のための出動基準は、降雪状況、気象情報等により、雪が降り続くことが予想される場合は、歩道及び車道の積雪がおおむね１０センチメートルに達したら除雪車を出動させる。また、路線によっては、１０センチメートル以下であっても、地吹雪等により交通に障害を及ぼすと判断される場合は、その都度出動するものとするとあります。

そこで、冬期間の除雪に関し、三沢市総合振興計画に、冬期間の移動上の安全性と効率性を高めるために欠かせない除雪作業は、より柔軟に効果的に対応すると記載されていますが、具体的にどのように実施されるか、伺いたい。

その際、次の３点についての詳細についても、あわせて伺いたい。

１点目は、平成１９年度の除雪実施の延べ日数であります。

昨年１２月からことし３月までの三沢市の降雪状況ですが、私の手元にある資料によると、１０センチメートル以上の降雪は、１２月で２日、１月で４日、２月で５日、３月はゼロ日で、１２月から３月までの１０センチ以上の降雪は１１日でありました。

また、５センチメートル以上１０センチメートル以下の降雪は、１２月が３日、１月が７日、２月が２日、３月が３日で、５センチメートル以上１０センチ未満では、計１５日でありました。

したがいまして、５センチ以上の降雪日は、１２月から３月までで２６日であります。このような状況において、昨年度の除雪の実施状況はどうであったか、伺いたい。

２点目は、除雪実施の可否の判断のための降雪情報の入手手段と、歩道の除雪等の判断についてであります。

除雪実施の可否判断の観測は、午前２時を基準とし、担当する者の自宅前で行い、歩道の除雪等の判断が難しい場合は、市役所に行き、ジープでパトロールするとあります。除雪実施の可否の判断は非常に難しいと思いますが、どのような降雪情報を入手し、除雪実施の判断をされているのか、伺いたい。

また、歩道の除雪に関しては、歩道の除雪等の判断が難しい場合は、市役所に行き、ジープでパトロールするとありますが、ジープでパトロールし、除雪開始予定時刻までに市内の歩道の除雪が必要かどうかの時間的余裕はあるのでしょうか、実際このような場面があったかどうか、伺いたい。あった場合は、開始時刻は何時ごろから実施されるの

か、あわせて伺いたい。

３点目は、歩道と車道の除雪基準が同じ理由について伺いたい。

歩道と車道では雪の解け方が異なります。車道は、車の通行等により、雪はある程度解けます。しかし、歩道の雪は、そのままの状態にしておくと、日中、太陽の光である程度解かされますが、夜になると解けた雪が凍り固まります。また、場所によっては吹きだまりができます。そうなると除雪も難しく、歩行することがますます困難になり、効果的な除雪が実施できない状況になります。

そこで、歩道と車道の除雪基準が同じ理由について伺いたい。

次に、克雪ドームについて伺います。

教育委員会では、１人生涯１スポーツを目標に、子供から高齢者までだれもがスポーツを楽しめる環境づくりを実施されています。

また、市内の各地域のスポーツ少年団等においては、子供たちに野球、サッカー、バレーボール等を指導し、健全な子供の育成に尽力されています。

しかし、降雪及び雨天時等においては、野球、サッカー等の屋外で実施する競技は屋外では実施困難な状況にあります。そのため、降雪及び雨天時の練習は、バレーボール等の屋内競技が実施している学校体育館を共同使用して、練習を実施しております。しかし、学校の体育館は狭隘であり、その使用には限度があります。

現在、克雪ドームが三沢市にないため、他の市町の克雪ドームを利用し、練習を実施している少年団もあり、スポーツ交流を通じた健全な青少年育成のためにも、降雪及び雨天時においても継続して練習できる環境づくりが必要と感じております。

そこで、平成２０年の第１回定例会で、野坂議員から克雪ドームの建設についての一般質問があり、市長は、「冬期間における市民スポーツ等の振興を図る上で、必要性を認識しておりますが……将来の検討課題とさせていただきたい」と答弁されています。

この将来の検討課題とは、いつの時期と考えているのか、伺いたい。

以上、私の質問を終わらせていただきます。答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山本弥一君）　ただいまの２番瀬崎雅弘議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　瀬崎議員さんの御質問のうち、克雪ドームについては私から、そのほかについては関係部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと思います。

今お話がございましたように、克雪ドームにつきましては、本年の第１回定例会において御答弁申し上げたところでありますが、市の総合的な市民広場として計画されてきたところの、いわゆる南山多目的広場全体計画の中では、各種競技・スポーツやレクリエーションが楽しめる施設として示されておるわけであります。

しかしながら、その実現に向けましては、施設の規模もさることながら、それによっては建設費も大型事業となることも考えられ、また、他の事業との調整も図っていく必要もあることから、現在のところその考え方をお示しできる状況ではないということで、答弁の内容については余り変わりないわけであります。

私といたしましても、冬期間の市民スポーツの振興を図る必要性は十分認識いたしておりますが、現在ある他の体育施設の状況などを含めまして、整備に向けては、全体の調整といいますか、調和が図れるように努力してまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○副議長（山本弥一君）　建設部長。

○建設部長（吉田幸男君）　議員さん御質問の１点目、除雪についてお答えします。

三沢市総合振興計画の基本構想において、生活基盤の整備の課題としまして、冬期間の移動上の安全性と効率性を高めるために欠か

せない除雪作業について、より柔軟に効果的に対応することが求められております。

三沢市における除雪計画は、冬期間の降雪による市民生活の障害を早期に除去し、経済活動並びに生活の利便性の確保を目的として計画しており、冬期間は毎日午前２時から当番の職員がインターネット等を利用した各種気象情報と降雪状況で判断し、雪が降り続くことが予想される場合は、積雪おおむね１０センチメートルに達したら除雪車を出動させることとしております。

平成１９年度の除雪日数は、１月２５日と２月１４日の２日であり、その降雪量は２０センチメートルと１０センチメートル、どちらもパトロールを実施しております。

次に、積雪観測につきましては、観測時間は午前２時を基準としておりますが、当日の気象情報や降雪状況、または前日からの降雪状況等により、午前１時ごろから５時ごろまで観測やパトロールを実施する場合もあります。よって、除雪委託業者への出動依頼も、状況により午前２時以降となる場合もあり、そのときは、出動時間や降雪量によって、幹線道路及び歩道を優先的に行ったり、通勤及び通学時間を避ける等の柔軟な対策を講じております。

次に、除雪基準につきましては、過去の経験を踏まえて、車道及び歩道とも１０センチメートルとしております。

ただし、車道と歩道では雪の解け方が違うということがありますので、積雪状況によっては歩道だけの除雪も実施しております。

今後とも歩道のパトロールを強化し、降雪状況だけでなく積雪状況も十分に考慮し、特に狭い歩道等につきましては、車道除雪による雪の堆積により歩行幅員の確保が困難となる場合があるため、排雪作業を実施するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　２番。

○２番（瀬崎雅弘君）　除雪について再質問させていただきます。

ただいま、除雪のための情報入手というのは、インターネットから情報を得られるということでございました。インターネットでは、詳細は非常に難しいと思いますけれども、自衛隊の気象隊の情報を活用することをお考えなのでしょうか。

自衛隊は、２４時間態勢でもって気象観測しておりますし、気象レーダーを持っております。したがいまして、約１時間とか分単位でもって、レーダーの強さでもって降雪状況が把握できると。また、そういうふうになると大雪情報を出して、除雪体制も確保しているという状況であります。

ひいては、大雪情報のみならず雷雨情報とか、そういうのも早期にいただければ、それを市民の皆様に発信できて、非常に適宜適切な情報ができるのではないかということでもって、自衛隊からの情報の入手ということはどうお考えですかというのをもう１回確認します。

それと、先ほど１９年度の除雪日数は２日というふうに言われたのですか。１２月から３月までの間で、たった２日ということですか。１０センチ以上が１１日もあって、２日というのはちょっと理解しがたいのですけれども、それは間違いではないでしょうか。もう一度確認させていただきます。

○副議長（山本弥一君）　建設部長。

○建設部長（吉田幸男君）　除雪についての再質問についてお答えいたします。

降雪情報の入手手段として、インターネット等を利用した各種気象情報ということでございますが、インターネットで利用している気象情報は、青森県気象情報サービス、気象庁防災気象情報、日本気象協会の気象情報並びに天気予報ウエザーニュース等となっております。

ただいま御提言ございました自衛隊さんからの気象情報については、情報の種類及び利用方法がわからないことから、利用したことはありませんでした。今度からは検討してみ

たいと思っています。
それから、２点目でございますが、除雪回数が２回というのは、市内一斉除雪が２回という意味でございまして、融雪剤散布日数は７１日、一部出動した日数が８０日となってございます。
以上でございます。
○副議長（山本弥一君）　２番。
○２番（瀬崎雅弘君）　除雪の延べ日数の件で再々質問させていただきます。
一斉除雪が２日という話でございますが、ちょっと理解しがたいところがあるのですけれども、市民の利便性を確保するための除雪というのは、主に１０センチ以上のときに出動すると言っていますけれども、１１日もあって２日というのはちょっと理解しがたいのですけれども。一斉除雪と部分除雪という、その判断もさることながら、わかりませんけれども、どの時点でもって一斉除雪、どの時点でもって部分除雪とか、そういう判断、その計画書に書いてあるのでしょうか。それは、あくまでも観測する担当者の判断でそうせざるを得ないのか、ちょっと伺いたいと思います。お願いいたします。
○副議長（山本弥一君）　建設部長。
○建設部長（吉田幸男君）　再々質問にお答えいたします。
一斉除雪につきましては、市内全域が１０センチ以上積雪、降雪、たまった時点で一斉除雪としてございます。その日にちが２日ということでございます。
それから、一部除雪といいますのが、例えば北浜地区だけに降雪があった場合、中央地区に降雪があった場合、その部分部分で除雪を行った回数が８０日ということになってございます。
あと、観測の職員の判断になってございます。
以上でございます。
○副議長（山本弥一君）　以上で、２番瀬崎雅弘議員の質問を終わります。
それでは、一般質問を次に移ります。
６番藤田光彦議員の登壇を願います。
○６番（藤田光彦君）　６番、民主党の藤田光彦です。早速ですが、通告に基づきまして一般質問させていただきます。
まず、まちづくりについて御質問いたします。
当市は、今後１０年間の市総合振興計画において、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」をその基本理念として掲げ、その中の一つの行動指針として、環境と共生し、安心できるまちづくりを目指しております。
しかしながら、市内のごみ収集場所におけるカラスよけ及び飛散防止のために市が提供しているごみネットは、余りにも非文化的で見ばえが悪く、かつ不衛生で、市が掲げる崇高な基本理念や行動指針とは到底相入れないものと思っております。
三沢市の国際文化都市としてのイメージを少しでも損なうことのないよう、早急にごみネットを撤去し、常時または簡易折りたたみ式ごみ集積容器にかえていかなければならないと思いますが、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。
次に、１００円バスの運行について御質問いたします。
市内１００円バスは、高齢者や主婦などの運転免許を持たない交通弱者及び駅から中心街に来られる人々の交通手段を確保し、中心市街地への誘客を図るという目的で、平成１２年１２月より運行されております。
しかしながら、この事業は、次の理由で廃止すべき方向にハンドルを切らなければならない時期であると考えております。
第１に、運行路線を見る限り、一定の地域住民だけに特別な交通利便を与えるものであり、公平を基調とする自治体の精神に反し、また、平等を追求する民主主義の理念にも背くものであり、政策的に不適切であると考えております。
第２に、交通弱者と言われている高齢者には、高齢者いきいきパス券購入費扶助事業が実施されており、また、運転免許のない主婦

の方が通常の料金を払って民間バスを利用できない理由は何もありません。

さらに、運行開始以後の統計を見ましても、市中心街の集客力は既に限界に達しており、しかも、市立病院の移転後、集客力は大幅に低下することが予想されることから、市中心街へ誘客するという事業目的は、もはや有効性がないと思われます。

そして第３に、運行開始以来、市は毎年４００万円以上の赤字補てんを行っており、この支出は減るどころか、市立病院の移転でさらに増加する可能性が大であり、このまま赤字を補てんし続けることは財政的に不道徳であると言えます。

以上の理由で、このまま運行を続けるよりは、全市民が公平に同じ料金を払う、民間会社によるバスの運営に変えたほうがよいと思うが、どのように考えるか、お伺いしたいと思います。

最後に、学校図書支援員の活用について御質問いたします。

青森県内においては、三沢市は、国による学校図書購入費を誠実に満額近く運用しており、その姿勢は当然ながら大いに評価されなければならないと思います。

しかしながら、学校の図書館は、担当の先生と図書委員会の生徒が管理運営しているところがほとんどであり、学校図書の有効的な活用にさらなる取り組みが必要と感じられます。

全国の数ある自治体では、学校図書支援員を募集採用したり、ボランティア支援員を集めたりして、学校の図書館にある本のデータベース化や図書館内の環境整備、また、人気のある本の選択購入、生徒への本のアドバイスなどを行い、学校図書館の充実に取り組んでおります。

当市においても、そのような取り組みを積極的に行う必要があると思いますが、どのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

以上の件について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（山本弥一君）　ただいまの６番藤田光彦議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。

市長。

○市長（種市一正君）　藤田議員さんの御質問のうち、まちづくりについては私から、そのほかについては関係部長等からお答えさせますので、御了承願いたいと思います。

まず、簡易的ごみ収集容器についてどう考えるのかとの御質問でありますが、ごみ集積場所の設置は、各町内会が地域住民のニーズに適応した箇所を選定し、その土地の地権者からの了承を得て市へ申請されるものであります。

申請された箇所については、市が確認あるいは審査をした後、ごみ収集場所であることを示す看板を設置しており、それぞれの町内会が管理いたしておるわけであります。

また、ごみ集積場所のごみの管理方法としては、ごみ集積容器とごみネットの方法がありまして、そのどちらかを選択するかについては、地域の実情や住民の利便性などによりまして、各町内会が選定しているところでもあります。

ごみの集積容器を設置する際には、御案内のように、市のごみ集積容器設置助成金を活用していただいているわけであります。立地条件等により、ごみ集積容器を設置できないところには、御要望があればごみネットを貸し出すこともしているところであります。

衛生上の問題という点につきましては、管理する町内会と利用する住民がともに、ごみ出しのマナー向上を図り、地域ぐるみで協力し合うことが最も大切だということでありまして、ごみ集積場所を清潔に保つことにつながるものと考えるわけであります。

そのために、当市では、広報等による啓発活動を行うとともに、各町内に設置されております市が委嘱するクリーン指導員には、地域の清潔保持等に関して地域住民に呼びかけるようお願いをしておりまして、市で委託するごみ収集業者に対しても、収集後の清潔保

持について指導を徹底しているところでもあります。

ごみの集積容器設置の集積場所は、市内全体の、今は５５％になっておりますけれども、今後、除雪や通行の妨げにならない場所を確認しながら、町内会にごみ集積容器設置助成金の活用を呼びかけ、集積容器設置箇所の増設に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、立地条件等により集積容器を設置できない箇所においては、カラス対策も含め、生ごみなどが見えないように新聞紙などに包んで出すなど、さまざまな工夫をお願いしながら、ごみネットを使用しているところでありまして、今後、各町内からの御要望等に対して的確な対応に努め、市民の皆様の良好な生活環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　経済部長。

○経済部長（桑嶋豊士君）　御質問の１００円バスについてお答えをいたします。

三沢市内循環１００円バスは、１台のバスを利用し、春日台の古間木小学校から泉町の月光通りまでの間を、市街地の主要地点を経由しながら１日６往復運行しておりますが、その目的は、買い物等の用事で市街地に出かける、とりわけ主婦や高齢者等の移動を便利にすることによって、中心市街地を活性化することにございます。

このようなことから、三沢市商工会が事業主体となり、十和田観光電鉄株式会社に運行を委託し、赤字補てん分を市が商工会に対して中心市街地活性化誘客対策事業費補助金として交付するという仕組みで運行されております。

商業施設は、一般的に人口の集中している地域に多く立地するものであり、そのような地域を空洞化させずに、より発展させようというのが中心市街地活性化という取り組みでございます。

１００円バスは、このような政策目的を持った事業であることから、市街地地域においてのみ運行しております。また、当市だけでなく、全国の多くの市町村が同様の目的で市街地だけ循環させるバスの運行事業を行っていることからも、この事業は公平や平等に反していたり、正当性がないものとは考えておりません。

三沢市の１００円バスは、年間約４００万円の赤字が生じておりますが、平成１９年度は、前年度比３％増の延べ６万７,０００人が利用し、１日平均約１８０人以上が利用している計算になりますことから、中心市街地の利便性の向上と発展に一定の効果があるものと考えております。

また、この事業は、平成１２年度の運行開始以来、市民の間でおおむね好評であることから、これを廃止することは現在のところ考えておりません。

一方、通常の生活路線として市内全域をカバーする路線バスについては、民間事業者が担うべきものと考えております。

市内の路線バスは、従来から十和田観光電鉄株式会社が運行しておりますが、近年では、マイカーの利用者がふえたことや、郊外の居住人口の減少などにより、路線バスの利用客は年々減り続けており、市内の全路線が、いわゆる赤字路線となっております。

このようなことから、これらの赤字路線につきましては、国、県、市が交付する補助金によりまして運行されているという実情がございますので、現在は、行政、民間いずれが経営しても、路線バスの事業を黒字とするのは大変難しい時代であると考えております。

よって、民間事業者が運行している路線バスのコースを現状より拡充することにつきましては、市の補助金がさらに必要となる可能性が非常に高いことから、容易には実施できないものと考えております。

以上であります。

○副議長（山本弥一君）　教育長。

○教育長（横岡勝栄君）　議員さん御質問の３点目、学校図書支援員の活用についてお答

えいたします。

当市では、ＰＴＡによる学校図書支援ボランティアということで、上久保小学校をはじめとして、数校の小学校において協力を得ております。その内容として、校内の図書のデータベース化を図ったり、読み聞かせや図書整備、貸し出しにおいても協力を得たりして、図書の有効活用に努めております。

中学校では、学校図書支援ボランティアの協力は得られていませんが、図書委員を中心として、新刊図書の紹介や読書活動の支援を行っています。特に、生徒のニーズにこたえるため、アンケートをもとにして書籍の購入をし、学校図書の有効活用につながるよう図書の整備、環境整備に努めております。

次に、学校図書の活用状況についてお答えいたします。

各校とも授業における調べ学習、また、読書指導として図書を利用しています。始業前、中休み、昼休み、放課後の図書室の開放もしており、子供たちが自由に図書室を利用する姿も見られます。

中学校では、学級担任の指導のもと、毎日、朝読書を１０分から１５分行い、授業にスムーズな移行ができるように静かな状態で行われております。

また、本の選択については、図書室の貸し出しを利用する生徒がふえておりますが、学級担任から各生徒に合った本の紹介、生徒同士で読書感想を話し合うブックトークなどを通しての選択も行っております。

次に、これからの方向性についてでありますが、当市においては、ＰＴＡによる学校図書支援ボランティアを一層拡大の方向でお願いしてまいりたいと考えておりますので、学校図書支援員の募集については今後の課題としたいと思います。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　６番。

○６番（藤田光彦君）　再質問させていただきます。

まず、ごみ問題ですけれども、先回もごみについて質問したのですけれども、そのときに感じたことは、町内会に余りにも根本的な問題をお願いし過ぎると。つまり、ごみの収集場所とかそういうのは、もっと積極的に行政が絡んで、町内会と話し合って決めていくとか、そういう姿勢があってもよいと思っております。

特に、市総合振興計画において、「人とまち　みんなで創る　国際文化都市」と、相当高い目標を掲げている、崇高な目標を掲げておりますので、ごみ問題は、単なるごみ問題ではなくて、まちづくりとして位置づけて、もっと町内会にも指導していってほしいと、私は思っておりますが。

そしてもう一つ、設置場所がないところに、つまり、そういうごみ収集箱を設置できないと、そういう場合、どうしてごみネットを貸し出すという発想になったかよくわからないのです。もっとまちづくりのために、ごみネットではなくて別な、私ここで言っているのは、折りたたみ式収集容器というのは、今、常時設置しているような箱形で、あれをぱたんと折りたたむ、そういう発想もできなかったのかなと。そういう折りたたみ式の箱を設置すれば、もっともっと国際文化都市にふさわしいまちづくりができると私は考えております。

ですから、発想をもっと豊かにして、ああいうごみネットではなくて、もっと見ばえのいい簡易的収集容器をつくれないか、そこをお聞きしたいと思います。

次に、１００円バスですけれども、確かに目的から見れば、そういう目的を達していると思いますけれども、部長さんはもう何回も乗ったことがあると思いますけれども、私はこの間、そのバスに乗ったのですけれども、夕方でした。帰宅する生徒が２人、それから、多分、仕事帰りの主婦の方が１人、たった３人より乗っていない、そういう状況です。

それから、ある人が言っているのは、朝はもっと人が乗っていますと言っていましたけ

れども、朝、もちろん乗っている人は通学、通勤の目的のために乗っていると思うのです。つまり、この目的から完全にずれていまして、公共的な普通の交通手段としてみんな利用していると。その点から考えると、この利便性を受けられない北部の人たちとか、浜通りの人たちは、本当に疎外感を感じていると、そういう状況だと思います。

ですから、そういう意味で、私はこのバスをもっと公平的に運用できないかと、もっと路線を広げることができなければ廃止と、そういうことを考えていかなければならないという意味で質問したわけですけれども。

さっき部長さんが言ったとおり、これは路線は拡大できないと。しかし、不公平感はどんどん残っていきますし、そういう北部とか浜通りの人たちは本当に疎外感を持つ。

例えば、我々がここで掲げている「みんなで創る」まちづくり、ところが実際は、「みんなで創る」まちづくりでありながらも、ある一定の人たちがこういう恩恵を受けると。これは本当に不公平だと思っていますから、そういう意味で、もう１回、果たしてこの１００円バスをもっと公平に運用できるような方法がないか、もしアイデアがあったら聞きたいと思います。

それから３番目は、学校図書支援員ですけれども、大分内容がすばらしい内容でございましたけれども、私はこの間、数校、飛び込み視察したのですけれども、学校の図書館はほとんど運用されていない。そういう実態が私の脳裏に本当に強く焼きついて、本当に学校ボランティアを利用して、学校図書をもっと充実させる、その点について、皆が本当に重要性を認識しているかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○副議長（山本弥一君）　民生部長。

○民生部長（宮崎倫子君）　まちづくりについての再質問にお答えいたします。

まず、町内会に対してもっと指導をしてやるべきではないかというようなお話でございましたけれども、町内会に管理を委託しているということもございまして、町内会のほうでどこに置くのがいいのか、ごみの集積場所をどこに設定していただくのがいいのかということでお話し合いをして、そういうことで決めておりますので、市から一方的にということは考えておりません。

それから、折りたたみ式の見ばえのいいものをということでございましたけれども、確かに、３月５日にカラスフォーラムを行いまして、そのときにいろいろな形の集積容器が紹介されました。そして、折りたたみ式のものもありましたけれども、冬期間にやはり凍りついてしまうという難点があるというようなお話もございました。

それでも、そういう折りたたみ式のものであっても、町内会で要望があれば、私どものほうでは助成する考えでございましたけれども、現在のところはそのような要請は来ておりません。冬期間でも凍りつかないような何かいいものがないかというふうなことも考えておりますけれども、なかなかいいものが見つからないというのが現状でございます。

そして、その中では、カラス対策ですとか、あるいはごみの袋を置いて、それが風によって飛ばされるのを防ぐためにも、今のところはネットというのがいいのかなというふうなことを考えております。

以上でございます。

○副議長（山本弥一君）　経済部長。

○経済部長（桑嶋豊士君）　１００円バスの再質問についてお答えをいたします。

確かに、公平感とか疎外感というふうなものは感じるのではないかというふうなことでありますが、現在のところ、市といたしましては、路線バスが廃止とならないよう、存続するように引き続き補助をしながら、北部等の地区の住民の方々には、足の確保を引き続き行ってまいりたいというふうに思います。

また、１００円バスの拡充等につきましては、これは財政的な面もございますが、これにつきましては、時代的な要請等により弾力的に運用されていくものだと、このように考

えております。
　以上であります。
○副議長（山本弥一君）　教育長。
○教育長（横岡勝栄君）　ただいまの再質問にお答えさせていただきます。
　運用されていないように見えると、一部そういうふうに見えたというお話でありましたが、恐らく学校訪問されて、ごらんになった時間帯もあると思いますし、あるいは教科で、それから主に総合的時間とか、やはり時間的なことで、そういうふうに活用されていない場面に出会ったのかなと、こういうふうに思っております。
　実はここに、小中合わせて１３校の活用状況ということで、総合的に、昼休み、中休み、それから放課後ということで、一般開放しているというお話をいたしました。御答弁させていただきましたが、中には、昼休み、中休みのみ、あるいは昼休みのみという学校も何校かあります。
　そういうことで、時間帯によって、そういうふうなことに出くわしたのかなというふうに思っておりますが、ただいまの御指摘を真摯に受けとめて、今後、学校長等に話をして、大いに活用していただくよう頑張っていきたいというふうに思います。
　ありがとうございます。
○副議長（山本弥一君）　６番。
○６番（藤田光彦君）　１点だけ再質問させていただきます。
　１００円バスの件ですけれども、先ほど私、聞き違えなければ、北部と浜通りの方々に支援をするとかなんか言いましたか。（発言する者あり）路線バス……。全然言っていない……。失礼しました。ちょっと確認したくて。
　以上です。
○副議長（山本弥一君）　以上で、６番藤田光彦議員の質問を終わります。

○副議長（山本弥一君）　本日は、これをもって散会いたします。
　なお、明日も引き続き、一般質問を行います。
　　午後　３時０７分　散会